

# 資 料

## 資 料 一 覧

北九州市災害対策本部事務分担表 .....	資料－ 1
水防資器材保管場所（水防倉庫）一覧 .....	資料－ 2
北九州市水防資器材及び水防資材一覧表（内訳） .....	資料－ 3
水防工法一覧表 .....	資料－ 4
令和 4 年度の水防活動について .....	資料－ 5
ダム（貯水池）等放流に伴う河川の水位上昇について .....	資料－ 6

## 北九州市災害対策本部事務分担表

北九州市地域防災計画（付属資料編337P抜粋）

令和4年4月

		(部 長) 危機管理監 (副部長) 危機管理室長・参事(災害救助担当)		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
総 括 部	秘書班	(班 長) 秘 書 室 長 (副 班 長) 秘 書 室 次 長	秘 書 室 員	1 本部長、副本部長の秘書に関する こと。 2 災害視察者及び見舞者の接遇に 関すること。
	本部 総 括 班	(班 長) 災 害 対 策 担 当 課 長 (副 班 長) 訓 練 研 修 セ ン タ ー 所 長 指 令 課 長 ( 兼 務 ) 指 令 第 二 担 当 課 長 ( 兼 務 ) 指 令 第 三 担 当 課 長 ( 兼 務 ) ( 報 道 官 ) 危 機 管 理 課 長 ( 専 門 官 ) 防 災 専 門 官	危 機 管 理 課 員 訓 練 研 修 セ ン タ ー 職 員 予 防 課 員 ( 一 部 ) 指 導 課 員 ( 一 部 ) 規 制 課 員 ( 一 部 ) 指 令 課 員	1 災害対策本部及び部の庶務に 関すること。 2 災害対策本部会議に 関すること。 3 災害対策活動の総合調整に 関すること。 4 自衛隊の派遣要請に 関すること。 5 気象情報の収集及び伝達に 関すること。 6 本部長の発する指令等の 伝達に 関すること。 7 報道機関等に対する災害 情報の提供に 関すること。 8 被害状況等の収集伝達に 関すること。 9 被害状況報告の統計に 関すること。 10 災害についての広聴に 関すること。
	情報班	(班 長) 防 災 企 画 担 当 課 長 (副 班 長) 防 災 連 携 担 当 課 長	危 機 管 理 課 員	1 行政機能確保状況の報告に 関すること。 2 関係機関との連絡に 関すること。 3 災害救援協定に 関すること。 4 災害救助法関係事務の 連絡調整に 関すること。 5 各部に属する情報の とりまとめ及び 報告に 関すること。
	広報班	(班 長) 広 報 室 長 (副 班 長) 広 報 課 長 報 道 課 長 人 事 課 長 ( 兼 務 )	広 報 課 員 報 道 課 員 人 事 課 員 ( 一 部 兼 務 )	1 災害についての広報に 関すること。 2 報道機関との連絡に 関すること。 3 災害写真の収集に 関すること。

(部長) 産業経済局長 (副部長) 総務政策部長			
班		構 成	分 担 事 務 内 容
産業 経済 総務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 緊急経済対策室次長	総 務 課 員 渡 船 事 業 所 員 緊急経済対策室員	1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 渡船事業施設の災害対策に関すること。
地域 産業 班	(班 長) 中 小 企 業 振 興 課 長 (副 班 長) 企業立地支援課長	雇 用 政 策 課 員 スタートアップ推進課員 中 小 企 業 振 興 課 員 企業立地支援課員 物 流 拠 点 推 進 室 員 産業イノベーション 推進室員	1 市内企業に関する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 2 商工業者の被害状況調査に関すること。 3 被災中小企業の金融相談及び指導に関すること。 4 学術研究都市に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。
観 光 班	(班 長) 観 光 課 長 (副 班 長) 商業・サービス産業政策課長	観 光 課 員 門 司 港 レ ト ロ 課 員 商業・サービス産業政策課員 M I C E 推 進 課 員	1 産業観光施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。 2 渡船事業所施設の災害対策に関すること。 3 商業施設、商店街等の被害状況調査に関すること。
農 林 水 産 班	(班 長) 農 林 課 長 (副 班 長) 水 産 課 長	農 林 課 員 水 産 課 員 鳥 獣 被 害 対 策 課 員 東 部 農 政 事 務 所 員 西 部 農 政 事 務 所 員 総 合 農 事 セ ン タ ー 員	1 緊急主食供給の総括及び関係機関との連絡に関すること。 2 農地及び農業用施設の災害対策に関すること。 3 農作物の病虫害防除対策に関すること。 4 農作物の被害状況の収集、把握に関すること。 5 技術対策並びに指導計画に関すること。 6 農業災害の金融相談に関すること。 7 応急措置用農作物種苗のあっせんに関すること。 8 林産物、林産施設の災害対策に関すること。 9 林業災害の金融相談に関すること。 10 鉱山の被害状況調査に関すること。 11 総合農事センター施設の災害対策に関すること。 12 家畜及び畜産施設の被害状況の収集把握に関すること。 13 家畜伝染病の防疫についての連絡調整に関すること。 14 水産施設の災害対策に関すること。

## 資料- 1

産業 経済 部	農林水産班			<p>15 水産施設、漁船、漁具の被害状況の収集把握に関する事。</p> <p>16 漁業災害の金融相談に関する事。</p>
	中央卸売市場班	<p>(班 長)</p> <p>市 場</p> <p>(副 班 長)</p> <p>次</p>	<p>長</p> <p>長</p> <p>中央卸売市場員</p>	<p>1 災害時における青果物及び水産物の集荷対策に関する事。</p> <p>2 中央卸売市場施設の災害対策に関する事。</p> <p>3 市場施設等の被害状況調査に関する事。</p>

		(部長) 建設局長 (副部長) 総務用地部長・用地担当部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
建設部	建設総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 用 地 管 理 課 長	総 務 課 員 用 地 管 理 課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務に関すること。</li> <li>2 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。</li> <li>4 部内災害対策活動の総合調整に関すること。</li> <li>5 応急措置についての工作班等の編成派遣計画に関すること。</li> <li>6 部関係災害工事用資機材の確保に関すること。</li> <li>7 災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	道路班	(班 長) 道 路 部 長 (副 班 長) 道 路 維 持 課 長	管 道 路 維 持 課 員 道 路 計 画 課 員 道 路 街 路 設 計 課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう等の啓開及び応急措置並びに被害状況の収集把握に関すること。</li> <li>2 公共土木施設の災害対策及び被害状況の収集、把握に関すること。</li> <li>3 災害時における道路交通対策に関すること。</li> <li>4 都市計画街路の災害対策及び被害状況の収集、把握に関すること。</li> <li>5 公共土木施設(道路)、都市施設(街路)等の災害復旧事業の総括</li> </ol>
	公園緑地班	(班 長) 公 園 緑 地 部 長 (副 班 長) 公 園 管 理 課 長	公 園 管 理 課 員 緑 政 課 員 みどり・公園整備課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園、霊園、街路樹等の災害対策及び被害状況の収集、把握に関すること。</li> <li>2 公共土木施設(公園)等の災害復旧事業の総括</li> </ol>
	河川班	(班 長) 河 川 部 長 (副 班 長) 河 川 整 備 課 長	水 環 境 課 員 河 川 整 備 課 員 神 嶽 川 旦 過 地 区 整 備 室 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川の被害状況の収集、及び報告。</li> <li>2 災害時における河川対策に関すること。</li> <li>3 水防計画の総括</li> <li>4 公共土木施設(河川)の災害復旧事業の総括</li> <li>5 土砂災害箇所(砂防事業等)の事業要望に関すること</li> <li>6 河川等の維持補修業務(河川管理施設の現地確認、協議)</li> </ol>
	整備事務所班	(班 長) 事 務 所 長 (副 班 長) 庶 務 課 長	庶 務 課 員 工 務 第 一 課 員 工 務 第 二 課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班及び区対策部建設班との連絡整備に関すること。</li> <li>2 区対策部建設班への応援職員配備に関すること。</li> <li>3 施工中の工事箇所の被害状況の収集把握及び応急措置に関すること。</li> <li>4 道路、公園、霊園、河川、水路の災害復旧に関すること。</li> </ol>

		(部長) 港湾空港局長 (副部長) 総務部長		
		班	構成	分担事務内容
港湾空港部	港湾総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 空港企画課長	総務課員 クルーズ・交流課員 空港企画課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務に関すること。</li> <li>2 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>3 部に関する情報のとりまとめ及び報告に関すること。</li> <li>4 部内災害対策活動の総合調整に関すること。</li> <li>5 災害対策に必要な業者等との連絡調整に関すること。</li> <li>6 各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関すること。</li> </ol>
	港湾班	(班長) 港湾部長 (副班長) 港湾課長	港湾課員 物流振興課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設及び保管貨物の被災状況の確認及び使用可能施設等の現状調査に関すること。</li> <li>2 施設利用者への災害についての各種情報の通知に関すること。</li> <li>3 各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関すること。</li> </ol>
	港湾整備班	(班長) 港湾工事担当部長 (副班長) 整備課長	整備課員 計画課員 エネルギー産業拠点化推進課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧計画に関すること。</li> <li>2 復旧工事等の実施に関すること。</li> <li>3 災害査定に関すること。</li> </ol>

(部長) 消防局長 (副部長) 総務部長 警防部長 予防部長 救急部長					
班		構成		分担事務内容	
消防部	消防総務班	(班長) 総務課 長 (副班長) 人事課 長	総務課 員	総務課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務に関する事。</li> <li>2 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>3 非常食料及びその他必要物資の確保に関する事。</li> <li>4 公務災害の補償及び確定に関する事。</li> <li>5 職員の衛生管理に関する事。</li> <li>6 職員の非常招集、待機、配置及び服務に関する事。</li> <li>7 防災用機械器具の整備保全と配置運用に関する事。</li> <li>8 応急資器材及び人員の輸送計画に関する事。</li> <li>9 防災通信施設の保全整備並びに運用に関する事。</li> <li>10 災害についての広報に関する事。</li> </ol>
	予防班	(班長) 予防課 長 (副班長) 指導課 長	予防課 員	指導課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物に対する防災対策に関する事。</li> <li>2 市民への警報伝達に関する事。</li> <li>3 危険物等の安全対策に関する事。</li> </ol>
	警防班	(班長) 警防課 長 (副班長) 消防団課 長	警防課 員	消防団課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の災害対策活動の指揮、調整に関する事。</li> <li>2 消防署、消防団の非常招集及び出勤調整に関する事。</li> <li>3 災害現場の消防統制及び連絡に関する事。</li> <li>4 災害情報の収集、記録及び報告に関する事。</li> <li>5 救助、救急対策に関する事。</li> </ol>
	指令班	(班長) 指令課 長 指令第二担当課 長 指令第三担当課 長	指令課 員 (一部) 指令課 員 (二部) 指令課 員 (三部)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害出動の各種指令に関する事。</li> <li>2 各署間の出動調整に関する事。</li> <li>3 災害現場の無線運用及び統制に関する事。</li> <li>4 気象情報、災害情報の収集伝達に関する事。</li> </ol>
	航空隊	(班長) 航空隊 長	航空隊 員		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内における警報の伝達に関する事。</li> <li>2 災害状況調査に関する事。</li> <li>3 災害の警戒及び広報に関する事。</li> <li>4 災害現場における救急救助活動に関する事。</li> <li>5 空中消火及び空中輸送に関する事。</li> </ol>
	消防隊	(班長) 各消防署 長 各消防団 長 (副班長) 各消防署副署長 (予防課長) 各消防署警防課長・警防担当課長 各消防団副団長	各消防署 員 各消防団 員		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係機関との連絡に関する事。</li> <li>2 管内における警報の伝達に関する事。</li> <li>3 災害現場における避難の報告に関する事。</li> <li>4 気象情報、災害情報の収集記録及び報告に関する事。</li> <li>5 災害危険箇所の警戒及び応急措置に関する事。</li> <li>6 災害現場における救急救助活動に関する事。</li> <li>7 災害通信連絡に関する事。</li> <li>8 災害の各種証明に関する事。</li> </ol>



(部 長) 上下水道局長 (副部長) 総務経営部長				
班		構 成		分 担 事 務 内 容
上 下 水 道 部	上下水道総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 経 営 企 画 課 長	総 務 課 員 経 営 企 画 課 員 海 外 事 業 課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務に関すること。</li> <li>2 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。</li> <li>4 部内災害対策活動の総合調整に関すること。</li> <li>5 部職員の動員に関すること。</li> <li>6 災害対策従事職員の勤務及び給与に関すること。</li> <li>7 被災職員の調査及び援護に関すること。</li> <li>8 上下水道関係、災害対策予算並びに資金の応急調整に関すること。</li> <li>9 災害時における上下水道関係現金の出納に関すること。</li> <li>10 被災者に対する上下水道料金の軽減及び免除措置に関すること。</li> <li>11 車両の配置に関すること。</li> <li>12 上下水道災害時の広報、広聴及び報道機関との連絡に関すること。</li> <li>13 災害資料の作成に関すること。</li> <li>14 他班の応援に関すること。</li> </ol>
	水道給水班	(班 長) 水 道 部 長 (副 班 長) 計 画 課 長	計 画 課 員 設 計 課 員 配 水 管 理 課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水についての総合調整に関すること。</li> <li>2 指定給水装置工事事業者に対する連絡に関すること。</li> <li>3 配水池及び導水、送水、配水等の災害対策に関すること。</li> <li>4 災害時における配水の調整に関すること。</li> <li>5 上水道施設の災害対策に関すること。</li> <li>6 工業用水施設の災害対策に関すること。</li> <li>7 量水器の整備及び修理に関すること。</li> <li>8 災害時における資材の輸送に関すること。</li> </ol>
	水道浄水班	(班 長) 浄 水 担 当 部 長 (副 班 長) 浄 水 課 長	浄 水 課 員 井 手 浦 浄 水 所 員 穴 生 浄 水 所 員 本 城 浄 水 所 員 水 質 試 験 所 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浄水施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 水道無線通信施設の防護及び無線通信連絡に関すること。</li> <li>3 原水及び浄水の確保に関すること。</li> <li>4 水質検査に関すること。</li> </ol>
	水道(下水道)方面班	(班 長) 各 工 事 事 務 所 長	各 工 事 事 務 所 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内上下水道施設に対する災害対策に関すること。</li> <li>2 管内の応急給水に関すること。</li> <li>3 管内工事に用いる資材の確保に関すること。</li> <li>4 区対策部長の指示による管内災害救助の応急給水に関すること。</li> <li>5 工事施工中の工事現場の安全確認</li> </ol>

## 資料-1

上下水道部	下水道施設班	(班 長) 施設担当部長 (副班長) 施設課長	下水道整備課員(一部) 施設課員 水質管理課員 東部浄化センター職員 西部浄化センター職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポンプ場、浄化センターの被害状況の収集把握に関すること。</li> <li>2 ポンプ場、浄化センターの災害対策に必要な業者との連絡調整に関すること。</li> <li>3 ポンプ場、浄化センターの応急復旧に関すること。</li> <li>4 下水処理水の提供に関すること。</li> </ol>
	下水道班	(班 長) 下水道部長 (副班長) 下水道計画課長	下水道計画課員 下水道保全課員 下水道整備課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道の被害状況の収集、及び報告。</li> <li>2 災害時における下水道対策に関すること。</li> </ol>

区対策部事務分担基準表

資料-1

		(部 長) 区長 (副部長) 区次長、保健福祉担当部長、消防署長、(部付) 消防署警防課長又は警防担当課長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
区 対 策 部	総 務 班	(班 長) 総 務 企 画 課 長	総務企画課員(一部) 出張所員 消防署警防課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区内における総合的災害対策に関する こと。</li> <li>2 本部及び他部との連絡に関する こと。</li> <li>3 災害対策活動体制の指示に関する こと。その他、諸命令、情報等の伝達に 関すること。</li> <li>4 情報及び災害状況のとりまとめ及び総 括部への報告に関する こと。</li> <li>5 警察、消防等関係機関並びに民間諸団 体との連絡に関する こと。</li> <li>6 災害予算の経理に関する こと。</li> <li>7 自衛隊並びに応急諸団体の受入、その 他連絡調整に関する こと。</li> <li>8 部員の動員待機、配置その他勤務に関 する こと。</li> <li>9 車両の配置、輸送、物資の調達に関す る こと。</li> <li>10 その他部の他班に属さない こと。</li> <li>11 罹災証明書の交付に関する こと。</li> </ol>
	市民 相 談 班	(班 長) 市 民 課 長	総務企画課員(一部) 市 民 課 員 コミュニティ支援課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における市民からの各種問合 せ、苦情、陳情等の広聴に関する こと。</li> <li>2 気象情報、災害情報、避難所、収容所 等の周知及び各種の広報活動に関す る こと。</li> <li>3 災害復旧についての相談に関する こと。</li> </ol>
	民 生 班	(班 長) コミュニティ支援課長  ※状況に合わせて避難 行動要支援者避難支援 班を設置 (班 長) 保 健 福 祉 課 長	総務企画課員(一部) 財政局市税事務所員 国 保 年 金 課 員 コミュニティ支援課員(一部) 保 健 福 祉 課 員 保 護 課 員 (一部) 消防署予防課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の調査に関する こと。</li> <li>2 避難所、収容所の設置及び運営管理に 関すること。</li> <li>3 被災者の受入れ、保護、遺体対策に関 する こと。</li> <li>4 被災者に対する非常炊出しに関する こ と。</li> <li>5 救援物資の確保に関する こと。</li> <li>6 その他災害救助に必要な こと。</li> <li>7 被災者に対する応急給水に関する こ と。</li> <li>8 救護所に関する こと。</li> <li>9 要配慮者対策に関する こと。</li> <li>10 被災者に対する医療、助産に関する こ と。</li> <li>11 被災者の健康管理、こころのケアに関 する こと。</li> <li>12 被災者生活再建支援法等に基づく被害 認定調査に関する こと。</li> <li>13 避難行動要支援者の避難支援(福祉避 難所への連絡調整等)に関する こ と。</li> </ol>

区 対 策 部	建 設 班	(班 長) まちづくり整備課長	まちづくり整備課職員 (整備事務所員) 建築都市局 折尾総合 整備事務所員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川、橋りょう等公共土木施設の応急対策に関すること。</li> <li>2 災害応急復旧資材の確保に関すること。</li> <li>3 堆積土砂その他障害物の除去に関すること。</li> <li>4 災害発生予想警戒区域（箇所）の調査及び応急対策に関すること。</li> <li>5 土木関係被害状況調査に関すること。</li> </ol>
	協 力 班	(班 長) 保 護 課 長	保 護 課 員 (一 部) (農委事務局員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他班への応援協力に関すること。</li> <li>2 その他特命事項</li> </ol>

水防資器材保管場所（水防倉庫）一覧

令和3年4月

区別	倉庫名	住所	連絡先	備考	区別	倉庫名	住所	連絡先	備考
区役所	門司区役所	清滝一丁目1-1	331-1881	(代表)	区	若松区役所	浜町一丁目1-1	761-5321	(代表)
	大積(自治会)	大字大積760	同上			若松消防署	桜町1-28	752-0119	
	松ヶ江出張所	吉志新町二丁目1-1	481-1001	自治会倉庫を借用		石峯分署	用勺町2-34	701-0119	
消防局	門司消防署	大里東一丁目4-10	372-0119		区	ひびきの分署	ひびきの北9-5	742-1190	
	老松分署	浜町3-22	331-0119			八幡東区役所	中央一丁目1-1	671-0801	(代表)
	松ヶ江分署	新門司一丁目1996-69	481-3775			八幡東消防署	大谷一丁目3-1	663-0119	
	門司西分署	上馬帯一丁目10-18	371-0119			枝光分署	枝光一丁目1-2	662-0119	
小倉北	小倉北区役所	大手町1-1	582-3301		区	高見分署	高見二丁目8-22	653-0119	
	小倉北消防署	大手町8-38	582-0119			八幡西区役所	黒崎三丁目15-3	642-1441	(代表)
	浅野分署	浅野三丁目10-50	551-0119			上津役出張所	下上津役四丁目8-1	611-0834	
	井畑分署	井畑二丁目7-5	581-0119			折尾出張所	光明一丁目9-22	691-0031	
小倉南	富野分署	神幸町2-22	521-0119		区	八幡南出張所	茶屋の原一丁目6-1	617-0734	
	小倉南区役所	若園五丁目1-2	951-4111	(代表)		八幡西消防署	相生町19-19	622-0119	
	曾根出張所	下曾根四丁目22-1	471-7621			折尾分署	光明一丁目9-20	693-0119	
	東谷出張所	大字木下704-1	451-0001			黒崎分署	南八千代町2-10	641-0119	
消防局	小倉南消防署	若園五丁目1-3	951-0119		消防局	上津役分署	下上津役一丁目7-3	613-0119	
	三谷分署	徳吉南二丁目2-2	451-0119			金剛分署	金剛二丁目1-19	617-0119	
	新曾根分署	大字曾根3947-1	473-0791			戸畑区役所	千防一丁目1-1	871-1501	(代表)
	臨空分署	大字朽網801-1	474-0119			戸畑消防署	新池二丁目1-15	861-0119	
					消防局	大谷分署	東大谷一丁目19-13	883-0119	

北九州市水防資器材及び水防資材一覧表（内訳）

資料-3

保管場所	水防資器材																	水防資材											
	カケヤ	スコップ	ハンマー	木ハンマー	ツルハシ	オノ	ガンツメ	クワ	カマ	カキ板	ノコギリ	トビクチ	ベンチ	ナタ	パール	シノ	テミ	カスガイ	フルコン	杭	針金	トラロープ 200m	ビニール ひも 300m	ビニール シート	ビニール ロール	ベニヤ 板	ゲル 囊		
	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	枚	本	巻	巻	巻	枚	巻	枚	枚		
門司	区役所	門司区役所	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	100	60	6	0	100	1	43	33		
	松ヶ江分署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0	0	0	0	15	0	0	0		
	消防局	門司消防署	2	45	1	0	4	3	9	4	16	2	10	2	6	7	6	6	17	44	534	350	2	5	11	130	0	0	0
		老松分署	5	35	1	1	3	2	7	3	13	3	4	3	1	5	5	0	10	30	401	96	5	1	5	33	0	3	109
		松ヶ江分署	4	12	2	1	2	1	2	1	9	4	4	2	1	5	2	3	10	38	585	50	2	2	5	42	0	0	0
		門司西分署	3	12	1	0	2	0	1	1	10	3	5	0	2	3	0	0	12	28	114	48	1	3	2	4	0	0	0
小計	14	104	5	2	11	6	19	9	48	12	23	7	10	20	13	9	49	140	1634	544	10	11	23	209	0	3	109		
小倉北	区	小倉北区役所	16	57	4	16	8	11	12	24	15	12	4	0	3	2	9	24	7	87	1780	435	22	17	31	150	0	0	1400
	消防局	小倉北消防署	9	52	2	2	10	3	6	1	11	3	9	5	1	35	13	1	25	200	273	160	5	15	18	51	0	35	72
		浅野分署	3	11	0	1	0	1	1	0	6	8	3	3	2	5	7	7	8	32	0	49	1	2	8	13	0	0	50
		井堀分署	2	6	1	0	1	2	3	0	6	5	3	4	1	4	3	1	16	10	110	29	1	1	3	3	0	0	0
		富野分署	3	9	3	0	1	1	1	0	5	2	6	4	0	1	7	1	12	10	43	15	1	4	2	9	0	0	0
小計	17	78	6	3	12	7	11	1	28	18	21	16	4	45	30	10	61	252	426	253	8	22	31	76	0	35	122		
小倉南	区役所	小倉南区役所	6	5	3	0	3	0	1	2	0	3	1	0	0	3	0	0	13	50	900	1080	60	12	2	86	3	0	100
	消防局	管根分署	2	14	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	800	160	10	0	0	43	0	0	0	
		東谷分署	1	14	1	0	1	0	0	2	6	1	2	1	1	1	0	0	5	0	510	60	10	3	2	30	10	30	0
		小倉南消防署	7	44	3	0	4	2	14	2	39	5	5	1	2	7	28	22	44	280	727	300	12	12	9	73	0	9	40
		三谷分署	4	10	1	2	3	2	5	3	4	6	6	0	1	3	7	3	6	118	200	159	2	2	2	22	0	9	0
		新管根分署	6	4	1	0	2	3	3	0	10	3	6	0	4	4	1	0	12	84	300	190	2	4	6	16	0	25	0
臨空分署	3	13	4	4	3	1	3	0	7	0	9	0	3	6	11	4	12	52	200	160	3	5	2	45	0	9	0		
小計	20	71	9	6	12	8	25	5	60	14	26	1	10	20	47	29	74	534	1427	809	19	23	19	156	0	52	40		
若松	区	若松区役所	2			4				1		3		5				50	1200	500	20		20						
	消防局	若松消防署	8	23	2	0	1	1	10	0	18	8	18	0	0	10	6	5	9	37	450	230	22	5	7	20	0	1	0
		石峯分署	3	32	2	1	3	20	4	3	11	10	7	0	0	8	7	0	9	92	76	169	3	5	5	16	0	5	0
		ひびきの分署	3	22	0	0	0	2	2	0	9	5	6	3	0	3	2	0	0	0	49	40	3	2	2	23	0	0	0
小計	14	77	4	1	4	23	16	3	38	23	31	3	0	21	15	5	18	129	575	439	28	12	14	59	0	6	0		
八幡東	区	八幡東区役所	3	10	2			1				1							1150	460	80	21	4	113	6	20	30		
	消防局	八幡東消防署	6	35	2	2	11	7	5	4	29	5	20	6	3	3	7	10	15	327	626	150	33	16	8	49	0	37	0
		枝光分署	3	11	3	2	1	2	5	2	9	4	2	1	6	3	8	0	11	19	150	22	4	4	7	19	1	0	0
		高見分署	2	15	0	3	2	3	4	2	7	2	6	3	2	5	1	4	14	39	77	14	3	3	7	18	0	10	0
		小計	11	61	5	7	14	12	14	8	45	11	28	10	11	11	16	14	40	385	853	186	40	23	22	86	1	47	0
八幡西	区	八幡西区役所	1	11	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	16	0	1400	623	65	27	10	100	0	32	200	
	消防局	上津役分署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		折尾分署	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0	0	40	0	0	100
		八幡南分署	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0	0	40	0	0	200
		八幡西消防署	8	29	4	2	4	3	4	0	37	2	8	8	3	2	17	17	29	75	377	669	3	35	11	85	0	12	300
		折尾分署	4	9	0	0	2	2	3	4	7	5	3	3	0	0	1	5	7	0	86	45	3	2	2	28	0	0	0
		黒崎分署	3	20	2	1	3	1	5	2	12	2	4	0	0	3	2	3	24	42	98	60	2	3	3	13	0	0	0
		金剛分署	2	18	2	0	3	1	4	0	9	1	2	3	0	2	7	11	23	0	150	64	3	2	8	19	0	0	0
上津役分署	2	9	2	0	0	2	2	1	20	3	5	0	0	3	0	6	17	0	114	109	5	2	6	13	0	5	0		
小計	19	85	10	3	12	9	18	7	85	13	22	14	3	10	27	42	100	117	825	947	16	44	30	158	0	17	300		
戸畑	区	戸畑区役所	3	7	0	0	1	1	0	0	0	5	0	1	1	2	0	0	240	1900	300	35	20	23	90	4	0	10	
	消防局	戸畑消防署	9	30	3	2	11	4	10	3	20	5	13	5	6	2	4	2	10	210	659	302	4	6	5	133	0	28	0
		大谷分署	1	8	1	2	0	2	2	2	7	4	8	3	0	2	3	1	9	32	105	10	4	0	4	5	0	0	0
		小計	10	38	4	4	11	6	12	5	27	9	21	8	6	4	7	3	19	242	764	312	8	6	9	138	0	28	0
危機管理室（浅野倉庫）	23	46	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	340	234	32	24	61	107	0	0	350		
合計	162	712	60	42	94	84	131	72	353	118	189	60	54	138	169	136	402	2226	18934	7442	523	271	301	1796	25	313	2994		

## 水防工法一覧表（抜粋）

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に利用する資材	
溢水 (越水)	積み土俵工	堤防天端に土俵または土のうを数段積み上げる。	一般河川	土のう、防水シート 鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板をたてる。	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇かごを置く。	急流河川	鉄線蛇かご、玉石 防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端はビニロン帆布製水マットを置く。	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のうポンプ、 鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体の 固い箇所。	むしろ、判割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する。	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン 軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川 裏 対 策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵による。	一般河川	土のう、鉄筋ピン、 鉄筋棒、ヒールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ 鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に積み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう パイプ、鉄パイプ杭
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する。	一般河川	土のう、防水シート パイプ鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、杭、土のう、 ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く。	一般河川	たる、防水シート、 土のう
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる。	一般河川 (漏水少ない箇所)	丸太、竹	
漏水	川表対策	詰め土俵工	川表のり面の漏水目に土俵など詰める。	一般河川 (構造物のあるところ 水深の浅い部分)	土のう、木杭、竹杭
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土俵 竹ピン

原因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所・河川	主に利用する資材
漏水	川表対策	継ぎむしろ工	裏のり、犬走りなどにむしろなど敷きならべる。	一般河川 (漏水少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る。	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、杭、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る。	一般河川 (水深の浅い所)	たたみ、杭、縄、土のう、鉄線
洗堀		むしろ張り 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	家屋のたたみを連結し、損傷部に敷きつめ、傷口の拡大を防止する。	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ。
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土俵をつけて流し局部を被覆する。	急流河川	立木、土のう ロープ、鉄線、杭
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する。	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、杭、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう又は大きい石を投入する。	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土俵を付けて、のり面を被覆する。	緩流河川	竹、杭、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく鳥脚などの合掌水を投入する。	急流河川	わく組み、石俵 鉄線、蛇かご
		築きまわし工	表のり面決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む。	凸側堤防 他の工法と併用	杭、割竹、板 土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う。	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ わら、かや、土のう
亀裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで、両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに杭と鉄線を用いる。	砂質堤防	杭、鉄線
	天端と裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ。	粘土質堤防	竹、土のう、なわ ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる。	石質堤防	杭、金網、鉄線、土のう



## 令和4年度の水防活動について

**1. 情報伝達の演習について（10回）**

- (1) **ます淵ダム管理演習**(主催：福岡県ます淵ダム管理出張所)  
 実施日時 令和4年5月10日(火)～11日(水)9時00分～17時00分  
 活動内容 福岡県ます淵ダム管理出張所から本市水防本部へ放流情報の伝達を実施
- (2) **畑貯水池洪水対応演習**(主催：北九州市上下水道局穴生浄水所畑浄水場)  
 実施日時 令和4年5月10日(火)9時00分～5月11日(水)15時30分  
 活動内容 畑貯水池から北九州市水防本部への放流に関する情報伝達訓練を実施
- (3) **国管理河川における出水時の洪水対応演習**(主催：遠賀川河川事務所)  
 実施日時 令和4年5月11日(水)9時00分～11時00分  
 活動内容 遠賀川河川事務所が発表する水防情報を福岡県水防本部、北九州水防地方本部及び北九州水防本部(北九州市河川整備課)で情報伝達訓練を実施
- (4) **福岡県情報伝達演習**(主催：福岡県北九州県土整備事務所)  
 実施日時 令和4年5月20日(金)9時00分～14時00分  
 活動内容 北九州水防地方本部から本市水防本部を經由し、市関係機関へ情報伝達を実施
- (5～9) **区役所における風水害シミュレーション訓練**(主催：北九州市危機管理室)  
 実施日時 小倉南区 令和4年5月23日(月)14時00分～15時30分  
 八幡東区 令和4年5月24日(火)10時00分～11時30分  
 門司区 令和4年5月24日(火)14時00分～15時30分  
 若松区 令和4年5月25日(水)10時00分～11時30分  
 小倉北区 令和4年5月25日(水)14時00分～15時30分  
 戸畑区 令和4年5月27日(金)10時00分～11時30分  
 八幡西区 令和4年6月2日(木)14時00分～15時30分  
 活動内容 危機管理室作成のシナリオに基づきダム放流、水防警報、水位情報等を関係機関に情報伝達するとともに河川監視要員への出動要請等の訓練を実施
- (10) **建設局・上下水道局合同シミュレーション訓練**(主催：北九州市建設局河川整備課)  
 実施日時 小倉北区 令和4年5月25日(水)11時00分～16時00分  
 活動内容 小倉北区のシミュレーション訓練と併せて、水防本部において、河川部と下水道部が共同で情報整理と伝達訓練を実施

**2. 図上訓練について（1回）**

- (1) **令和4年度遠賀川氾濫を想定した図上訓練**(主催：北九州市危機管理室)  
 実施日時 令和4年5月20日(金)  
 活動内容 遠賀川の氾濫に伴う浸水・冠水への対応を想定した避難や救助等について関係機関・自治体の相互理解を図るため図上訓練を実施  
 (遠賀川河川事務所、自衛隊(陸上・航空・福岡地方協力本部)、福岡県警察本部・八幡西警察署、DMAT、建設局河川整備課、上下水道局下水道計画課・下水道保全課、港湾空港局空港企画課、八幡西区総務企画課・まちづくり整備課、消防局警防課・八幡西消防署、福岡市、中間市、岡垣町、芦屋町、苅田町、水巻町)

### 3. 水防巡視等について（3回）

#### （1）遠賀川合同巡視（主催：遠賀川河川事務所）

実施日時 令和4年5月26日（木）

活動内容 遠賀川重要水防箇所への巡視を実施（緊急事態宣言発令により、資料配布のみ）  
（遠賀川河川事務所、北九州県土整備事務所、建設局河川整備課、消防署、区役所総務企画課）

#### （2～3）河川氾濫予想箇所の巡視（主催：北九州市建設局河川整備課）

実施日時 小倉北区 令和4年6月1日（水）10時00分 ～ 11時00分

小倉南区 令和4年6月1日（水）14時00分 ～ 16時00分

活動内容 浸水想定区域などを基に作成した水防監視箇所図により巡視を実施  
（北九州県土整備事務所、建設局河川整備課、危機管理室、各消防署、区役所総務企画課、まちづくり整備課、上下水道局下水道整備課）

### 4. 水防本部の設置について

体制	準備配置～水防警戒本部設置（大雨警報発令により、警戒要員を配置）	
設置日時	令和4年7月19日（火）	00時00分
	）	
	令和4年7月19日（火）	14時10分
	（水防警戒本部）	
設置日時	令和4年9月19日（月）	01時00分
	）	
	令和4年9月19日（月）	12時00分
	（水防警戒本部）	
活動内容	国や県からの水防情報を関係機関に情報伝達	

## ダム（貯水池）等放流に伴う河川の水位上昇について

市内3河川の上流部に洪水調整が可能なダム（貯水池）があり、放流時は、以下のとおり警報装置などにより、市民への周知や防災機関への連絡による警戒を行なっている。

河川名	名称 (管理者)	放流による 上昇水位	市民への周知（周知箇所・方法）	防災機関の連絡先
紫川	ます淵ダム (福岡県)	放流量 $2\text{m}^3/\text{s}$ から徐々に増加し、最大 $40\text{m}^3/\text{s}$ まで。 最大 $40\text{m}^3/\text{s}$ のとき 桜橋付近：約9cm (到達時間：1時間)  勝山橋付近：約4cm (到達時間： 1時間30分)	○警報局、警告板（11箇所） ○警報内容 ・事前告知 放流の概ね1時間以上前に放送を行う。 ・放流開始時以降 サイレン音を鳴し、併せて防災部署へファックスと電話連絡。 (遠隔操作を行なうが、職員が警報局に行き、全箇所放送内容を確認する。)	○ます淵ダム放流連絡 系統図のとおり (P. 3-4-1)
黒川	畑貯水池 (上下水道局)	貯水池への流入量を最大として放流する。 $2\text{m}^3/\text{s}$ から開始し、 最大 $152\text{m}^3/\text{s}$ まで。  放流量 $45\text{m}^3/\text{s}$ のとき 石園水位3.17m (H30) (石園観測所：貯水池から約3.2km下流)	○警告板、警告灯（5箇所） 警報機（1箇所） ○警報内容 ・事前告知 放流の1時間以上前に、防災部署へ電話連絡を行う。 また警告板設置箇所において、水位上昇前に広報車による広報活動を行う。 ・放流開始時 警報機等を使用して周知を行う。	○畑貯水池放流連絡 系統図のとおり (P. 3-4-5)
板櫃川	河内貯水池 (日本製鉄株)	— (自然越流のため放流量の定めがない。)	○警報装置（6箇所） ・住民へ越流を知らせるため、回転灯と音声による警報装置を設置 【設置箇所】 なかよしの水辺（八幡東区） 水辺の学校（八幡東区） 下到津4丁目（小倉北区） 極楽橋（小倉北区） 清水橋（小倉北区） 岩淵橋（八幡東区） ○警報内容 ・越流開始時 防災部署へ電話連絡を行う。	○河内貯水池越流連絡 系統図のとおり (P. 3-4-3)
紫川	紫川堰 (日本製鉄株)	—	○堰の転倒 ・日本製鉄管理の水位計が $2.2\text{m}$ を越える場合に転倒させる。	○日本製鉄（株）が下記防災機関に連絡を行う。 福岡県 北九州県土整備事務所 ます淵ダム管理事務所 北九州市 河川整備課【水防本部】 小倉北区総務企画課 〓まちづくり整備課 環境局環境保全課



様 式



# 様式総括表

## 1 水防組織に関する様式

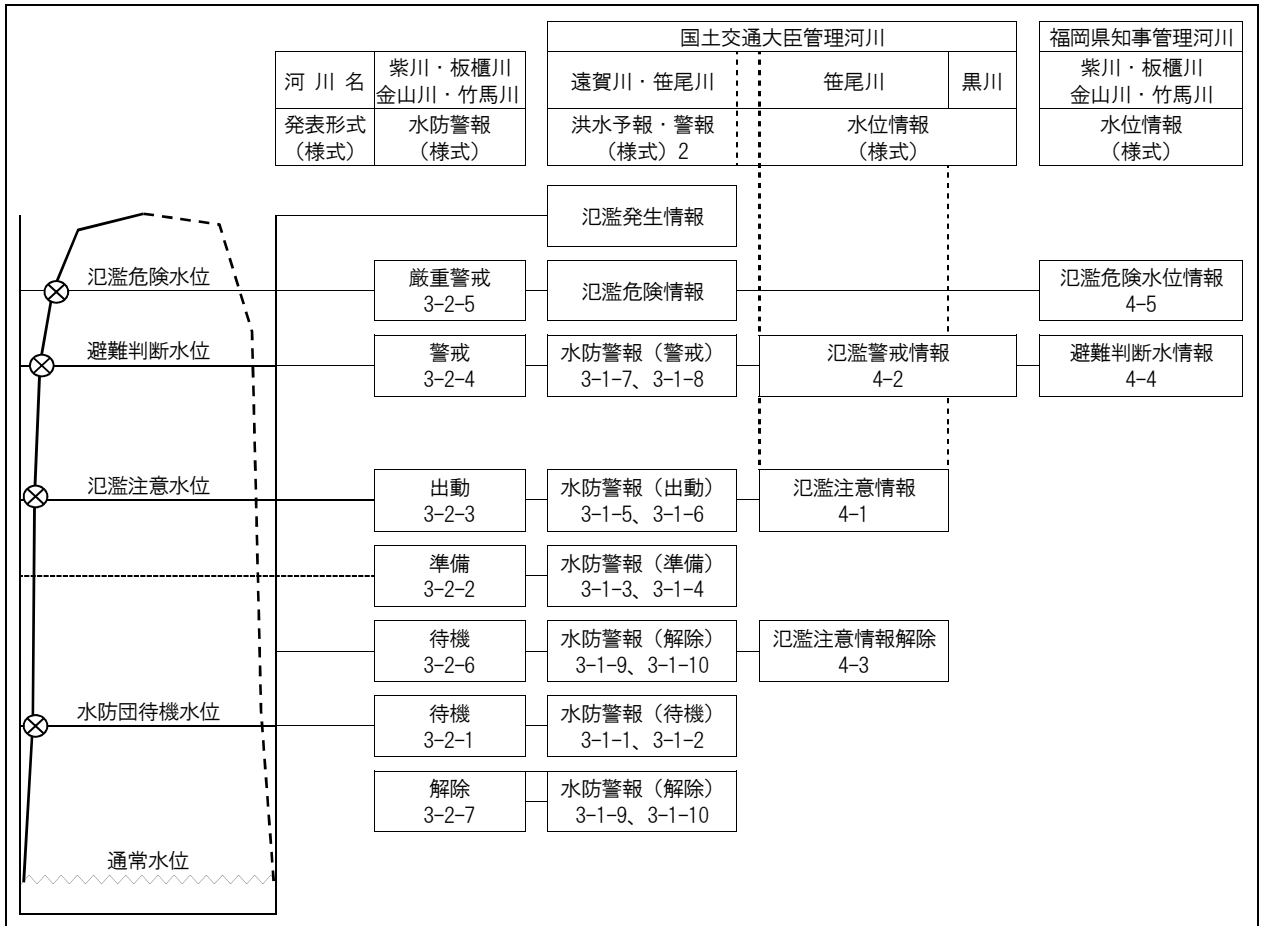
- 北九州市水防（警戒）本部の設置について .....（通知）様式 1-1
- 北九州市水防（警戒）本部の廃止について .....（通知）様式 1-2
- 北九州市水防（警戒）本部から水防準備本部への移行について .....（通知）様式 1-3

## 2 水防活動に関する様式

### ① 水防警報・洪水予報・水位情報に関する様式

- 洪水予報 ..... 様式 2
- 水防警報 ..... 様式 3
- 水位情報 ..... 様式 4

各河川と水位の発表情報の関係



### ② ダム放流に関する様式

- ます淵ダム ..... 様式 5
- 河内ダム ..... 様式 6
- 畑ダム ..... 様式 7

### ③ 公用負担及び証票に関する様式

- 公用負担及び証票に関する様式 ..... 様式 8

## 3 県知事への報告に関する様式

- 水防活動実施報告書 ..... 様式 9

年 月 日

危機管理監 様  
産業経済局長 様  
港湾空港局長 様  
各区長 様  
消防局長 様  
上下水道局長 様

北九州市水防本部長  
(北九州市長)

北九州市水防（警戒）本部の設置について（通知）

1. 月 日 時 分に 県北九州水防地方本部が設置、
2. 月 日 時 分に 本市災害対策（警戒）本部が設置、

上記に伴い本市水防計画に基づき、 年 月 日 時 分に  
北九州市水防（警戒）本部を設置します。



年 月 日

危機管理監様  
産業経済局長様  
港湾空港局長様  
各区長様  
消防局長様  
上下水道局長様

北九州市水防本部長  
(北九州市長)

北九州市水防（警戒）本部の廃止について（通知）

1. 月 日 時 分に 県北九州水防地方本部が廃止、
2. 月 日 時 分に 本市災害対策（警戒）本部が廃止、  
上記に伴い本市水防計画に基づき、 年 月 日 時 分に  
北九州市水防（警戒）本部を廃止します。

年 月 日

危機管理監 様  
産業経済局長 様  
港湾空港局長 様  
各区長 様  
消防局長 様  
上下水道局長 様

北九州市水防本部長  
(北九州市長)

北九州市水防（警戒）本部から水防準備本部への移行について（通知）

年 月 日 時 分に

本市災害対策（警戒）本部が廃止されましたが、  
福岡県水防地方本部は引き続き設置されているため、  
本市水防計画に基づき、

年 月 日 時 分に

北九州市水防（警戒）本部を北九州市水防準備本部へ移行します。



(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇市〇〇〇地区、 ××県×市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a> <a href="https://frl.river.go.jp">https://frl.river.go.jp</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

気象関係：気象庁 福岡管区気象台 電話：092-725-3600

水防警報「待機」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名: )					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		待機	〇〇川		
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表			
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ( )</p> </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名( ) 発信時刻( : )					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、 日 時 分  
現在 m です。

【発表】

水防機関は待機してください。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）  
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m  
 氾濫危険水位 : m  
 避難判断水位 : m  
 氾濫注意水位 : m  
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局  
 河川整備課  
 福岡県からの受付時間 時 分  
 受信者 ( )

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	

水防警報「準備」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名: )					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		準備	○○川		
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表			
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ( )</p> </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名( ) 発信時刻( : )					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

正規

水防警報（準備）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、 日 時 分  
現在 m です。

【発表】

水防機関は準備してください。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）  
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m  
 氾濫危険水位 : m  
 避難判断水位 : m  
 氾濫注意水位 : m  
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局  
 河川整備課  
 福岡県からの受付時間 時 分  
 受信者 ( )

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	



水防警報「出動」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)				
水 防 警 報 (観測所名: )							
水防警報 第 号		種 別	河 川 名				
		出 動	○ ○ 川				
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表					
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 100px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">発信者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ( )</td> </tr> </table> </div>						発信者	水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ( )
発信者							
水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ( )							
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名( ) 発信時刻( : )							
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻		
北九州市	093-561-5758	093-582-2281					
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666					
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764					

正規

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、 日 時 分  
現在 mです。

【発表】

水防機関は出動してください。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）  
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m  
 氾濫危険水位 : m  
 避難判断水位 : m  
 氾濫注意水位 : m  
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局  
 河川整備課  
 福岡県からの受付時間 時 分  
 受信者 ( )

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	

水防警報「警戒」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)																																																																				
水 防 警 報 (観測所名: )																																																																							
水防警報第 号		種 別	河 川 名																																																																				
		警 戒	○ ○ 川																																																																				
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表																																																																					
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ( )</p> </div>																																																																							
<p>※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名( ) 発信時刻( : )</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">送信先</th> <th style="width:20%;">FAX 番号</th> <th style="width:20%;">電話番号</th> <th style="width:20%;">受信者名</th> <th style="width:20%;">送信者名</th> <th style="width:10%;">時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北九州市</td> <td>093-561-5758</td> <td>093-582-2281</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川管理課</td> <td>092-643-3669</td> <td>092-643-3666</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北九州 県土整備事務所</td> <td>093-692-9479</td> <td>093-691-2764</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻	北九州市	093-561-5758	093-582-2281				河川管理課	092-643-3669	092-643-3666				北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764																																													
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻																																																																		
北九州市	093-561-5758	093-582-2281																																																																					
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666																																																																					
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764																																																																					

水防警報「警戒」の発表形式

遠賀川・笹尾川

正規

水防警報（警戒）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、  
日 時 分現在 mです。

【発表】

水防機関は警戒してください。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）  
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m  
 氾濫危険水位 : m  
 避難判断水位 : m  
 氾濫注意水位 : m  
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局  
 河川整備課  
 福岡県からの受付時間 時 分  
 受信者 ( )

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	

水防警報「解除」の発表形式

遠賀川・笹尾川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名: )					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		解 除	○ ○ 川		
年 月 日 時 分		遠賀川河川事務所 発表			
<p>遠賀川河川事務所が発表した水防警報をお知らせします。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 100px; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">                 発信者                  水 防 本 部 事 務 局                  河 川 整 備 課                  福岡県からの受付時間 時 分                  受信者 ( )             </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名( ) 発信時刻( : )					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号

年 月 日 時 分 国土交通省 遠賀川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）の水位は、  
日 時 分現在 mです。

【発表】

水防警報を解除します。

【特記】

安全には十分配慮してください。

遠賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
川島				
日の出橋				
中間				
秋松橋				
伊田				
春日橋				
富田橋				
木月				
夏吉				
生見				
野面				

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）  
（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

(参考)

水位観測所名【福岡県〇〇〇市】

計画高水位 : m  
 氾濫危険水位 : m  
 避難判断水位 : m  
 氾濫注意水位 : m  
 水防団待機水位 : m

発信者

水防本部事務局  
 河川整備課  
 福岡県からの受付時間 時 分  
 受信者 ( )

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	









水防警報「警戒」の発表形式

紫川・東谷川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名: )					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		警 戒	○ ○ 川		
年 月 日 時 分		北九州水防地方本部長 発表			
<p>○○○○○観測所の 日 時 分現在の水位は m で、                  なお上昇しています。                  今後、まだ増水の見込みですから、各水防機関は引き続き警戒して下さい。                  (参考)                  ○○川 ○○○○○観測所</p> <p>氾濫危険水位 m 避難判断水位 m 氾濫注意水位 (警戒水位) m 水防団待機水位 m</p> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ レベル 5 氾濫の発生</li> <li>■ レベル 4 氾濫危険水位超過</li> <li>■ レベル 3 避難判断水位超過</li> <li>■ レベル 2 氾濫注意水位 (警戒水位) 超過</li> <li>■ レベル 1 水防団待機水位超過</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;">                     発信者                      水 防 本 部 事 務 局                      河 川 整 備 課                      福岡県からの受付時間 時 分                      受信者 ( )                 </div>					
※発信機関名 (北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764 ) 発表者名 ( ) 発信時刻 ( : )					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「**嚴重警戒**」の発表形式

紫川・東谷川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名: )					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		嚴重警戒	〇〇川		
年 月 日 時 分		北九州水防地方本部長 発表			
<p>〇〇〇〇〇観測所の水位は、 日 時 分に m になって、                  氾濫危険水位 (レベル4) を超えまだ増水の見込みですから                  嚴重警戒を要します。                  (参考)                  〇〇川 〇〇〇〇〇観測所</p> <p>氾濫危険水位                      m    避難判断水位                      m    氾濫注意水位 (警戒水位)                      m    水防団待機水位                      m</p> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ レベル 5    氾濫の発生</li> <li>■ レベル 4    氾濫危険水位超過</li> <li>■ レベル 3    避難判断水位超過</li> <li>■ レベル 2    氾濫注意水位 (警戒水位) 超過</li> <li>■ レベル 1    水防団待機水位超過</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                 発信者                  水 防 本 部 事 務 局                  河 川 整 備 課                  福岡県からの受付時間 時 分                  受信者 (                      )             </div>					
※発信機関名 (北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764 )    発表者名 (                      )    発信時刻 (                      :                      )					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「待機」の発表形式

紫川・東谷川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名: )					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		待機	〇〇川		
年 月 日 時 分		北九州水防地方本部長 発表			
<p>〇〇〇〇〇観測所の水位は、 日 時 分になって                  氾濫注意水位（レベル2）を下がり減水していますが、再び水位が上昇することも考えられるので、                  待機して引き続き注意してください。                  (参考)                  〇〇川 〇〇〇〇〇観測所</p> <p style="text-align:right;">                     氾濫危険水位                      m      避難判断水位                      m      氾濫注意水位（警戒水位）                      m      水防団待機水位                      m                 </p> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ レベル5      氾濫の発生</li> <li>■ レベル4      氾濫危険水位超過</li> <li>■ レベル3      避難判断水位超過</li> <li>■ レベル2      氾濫注意水位（警戒水位）超過</li> <li>■ レベル1      水防団待機水位超過</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;">                 発信者                  水 防 本 部 事 務 局                  河 川 整 備 課                  福岡県からの受付時間 時 分                  受信者 (                      )             </div>					
※発信機関名（北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764）      発表者名（                      ）      発信時刻（                      :                      ）					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「解除」の発表形式

紫川・東谷川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)		
水 防 警 報 (観測所名: )					
水防警報 第 号		種 別	河 川 名		
		解除	〇〇川		
年 月 日 時 分		北九州水防地方本部長 発表			
<p>〇〇〇〇〇観測所の水位は、 日 時 分 mを 最高として、減水を始め、 日 時 分現在では mで、 再び水位の上昇はないと思われますので、水防警報を解除します。 (参考) 〇〇川 〇〇〇〇〇観測所</p> <p>氾濫危険水位 m 避難判断水位 m 氾濫注意水位(警戒水位) m 水防団待機水位 m</p> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ レベル 5 氾濫の発生</li> <li>■ レベル 4 氾濫危険水位超過</li> <li>■ レベル 3 避難判断水位超過</li> <li>■ レベル 2 氾濫注意水位(警戒水位)超過</li> <li>■ レベル 1 水防団待機水位超過</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>発信者</p> <p>水 防 本 部 事 務 局 河 川 整 備 課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ( )</p> </div>					
※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名( ) 発信時刻( : )					
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
北九州市	093-561-5758	093-582-2281			
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666			
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764			

水防警報「氾濫注意情報」の発表形式

遠賀川・笹尾川

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 遠賀川河川事務所		機関名		機関名		機関名

正規

## 〇〇川氾濫注意情報

年 月 日 時 分  
 国土交通省 遠賀川河川事務所発表  
 (第 号)

### 【主文】

〇〇川の〇〇〇水位観測所(〇〇〇市)では、 日 時 分に氾濫注意水位( m)に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

### (参考)

〇〇川 〇〇水位観測所(〇〇〇市)  
 (受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市から〇〇〇市〇〇区まで、右岸：〇〇市から〇〇市〇〇区まで)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	0.00m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	0.00m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	0.00m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830 (内線) 525

### (参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	

発信者

水防本部事務局  
 河川整備課  
 福岡県からの受付時間 時 分  
 受信者 ( )

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 遠賀川河川事務所		機関名		機関名		機関名

**正規**

## 〇〇川氾濫警戒情報

年 月 日 時 分  
 国土交通省 遠賀川河川事務所発表  
 (第 号)

**【主文】**

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）では、 日 時 分に避難判断水位（ m）に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

**（参考）**

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇〇市）  
 （受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市から〇〇〇市〇〇区まで、右岸：〇〇市から〇〇市〇〇区まで

氾濫危険水位 (相当換算水位)	0.00m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	0.00m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	0.00m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位

問い合わせ先

国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

**（参考）**

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	

発信者

水防本部事務局 河川整備課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 ( )
---

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 遠賀川河川事務所		機関名		機関名		機関名

正規

## 〇〇川氾濫注意情報解除

年 月 日 時 分  
 国土交通省 遠賀川河川事務所発表  
 (第 号)

### 【主文】

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇〇市）では、 日 時 分に氾濫注意水位  
 （ m）に下回りました。

### （参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇〇市）  
 （受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市から〇〇〇市〇〇区まで、右岸：〇〇市から〇〇市〇〇区まで

氾濫危険水位 (相当換算水位)	0.00m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	0.00m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	0.00m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位

問い合わせ先  
 国土交通省 遠賀川河川事務所 防災情報課 電話：0949-22-1830（内線）525

### （参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	

発信者

水防本部事務局  
 河川整備課  
 福岡県からの受付時間 時 分  
 受信者 ( )



「避難判断水位到達情報」の発表形式 紫川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)								
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 20px;">○○○川 避難判断水位到達情報</div>											
年 月 日 時 分		福岡県 北九州 県土整備事務所長 発表									
<p>○○○川は、hh 時 mm 分に、◇◇水位観測所（北九州市×××区）において                  高齢者等避難情報の発令の目安のひとつとなる水位である、避難判断水位 #.##m に達しました。                  (hh 時 mm 分現在の水位は、&amp;.&amp;&amp;m)</p> <p>市町村からの避難情報に留意してください。</p> <p>(参考)</p> <p>○○○川 ◇◇観測所</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">氾濫危険水位</td> <td style="width:10%; text-align: center;">9.99m</td> <td style="width:25%;">避難判断水位</td> <td style="width:10%; text-align: center;">9.99m</td> <td style="width:25%;">氾濫注意水位（警戒水位）</td> <td style="width:10%; text-align: center;">9.99m</td> <td style="width:5%;">水防団待機水位</td> <td style="width:10%; text-align: center;">9.99m</td> </tr> </table> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ レベル 5 氾濫の発生</li> <li>■ レベル 4 氾濫危険水位超過</li> <li>■ レベル 3 避難判断水位超過</li> <li>■ レベル 2 氾濫注意水位（警戒水位）超過</li> <li>■ レベル 1 水防団待機水位超過</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                 発信者                  水防本部事務局                  河川整備課                  福岡県からの受付時間 時 分                  受信者 (                    )             </div>				氾濫危険水位	9.99m	避難判断水位	9.99m	氾濫注意水位（警戒水位）	9.99m	水防団待機水位	9.99m
氾濫危険水位	9.99m	避難判断水位	9.99m	氾濫注意水位（警戒水位）	9.99m	水防団待機水位	9.99m				
※発信機関名（北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764） 発表者名（                    ） 発信時刻（                    :                    ）											
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻						
北九州市	093-561-5758	093-582-2281									
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666									
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764									

「氾濫警戒水位到達情報」の発表形式

紫川・竹馬川・板櫃川・金山川

送信先	関係各位	送信元	北九州水防地方本部長 (北九州県土整備事務所長)																																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">〇〇〇川 氾濫危険水位情報</p> <p style="text-align: center;">(水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位)</p> <p style="text-align: center;">(観測所名:◇◇◇)</p> </div>																																																											
年 月 日 時 分		福岡県 北九州 県土整備事務所長 発表																																																									
<p>〇〇〇川は、hh 時 mm 分に、◇◇水位観測所(北九州市×××区)において避難指示の発令判断の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位 #.##m に達しました。 (hh 時 mm 分現在の水位は、&amp;&amp;&amp;m)</p> <p>(参考) 〇〇〇川 ◇◇観測所</p> <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="width:20%;">氾濫危険水位</td> <td style="width:15%;">9.99m</td> <td style="width:20%;">避難判断水位</td> <td style="width:15%;">9.99m</td> <td style="width:20%;">氾濫注意水位(警戒水位)</td> <td style="width:10%;">9.99m</td> <td style="width:10%;">水防団待機水位</td> <td style="width:10%;">9.99m</td> </tr> </table> <p>水位注意度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ レベル 5 氾濫の発生</li> <li>■ レベル 4 氾濫危険水位超過</li> <li>■ レベル 3 避難判断水位超過</li> <li>■ レベル 2 氾濫注意水位(警戒水位)超過</li> <li>■ レベル 1 水防団待機水位超過</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">発信者</p> <p style="text-align: center;">水防本部事務局 河川整備課 福岡県からの受付時間 時 分 受信者 (            )</p> </div>						氾濫危険水位	9.99m	避難判断水位	9.99m	氾濫注意水位(警戒水位)	9.99m	水防団待機水位	9.99m																																														
氾濫危険水位	9.99m	避難判断水位	9.99m	氾濫注意水位(警戒水位)	9.99m	水防団待機水位	9.99m																																																				
<p>※発信機関名(北九州 県土整備事務所 TEL093-691-2764) 発表者名(            ) 発信時刻(            :            )</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">送信先</th> <th style="width:15%;">FAX 番号</th> <th style="width:15%;">電話番号</th> <th style="width:20%;">受信者名</th> <th style="width:20%;">送信者名</th> <th style="width:10%;">時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北九州市</td> <td>093-561-5758</td> <td>093-582-2281</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川管理課</td> <td>092-643-3669</td> <td>092-643-3666</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北九州 県土整備事務所</td> <td>093-692-9479</td> <td>093-691-2764</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻	北九州市	093-561-5758	093-582-2281				河川管理課	092-643-3669	092-643-3666				北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764																																	
送信先	FAX 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻																																																						
北九州市	093-561-5758	093-582-2281																																																									
河川管理課	092-643-3669	092-643-3666																																																									
北九州 県土整備事務所	093-692-9479	093-691-2764																																																									

様式1

ダム連絡

通知（受信確認が必要）

### ます渚ダム洪水警戒体制の通知

令和 年 月 日 時 分  
 ます渚ダム管理出張所  
 発信者：

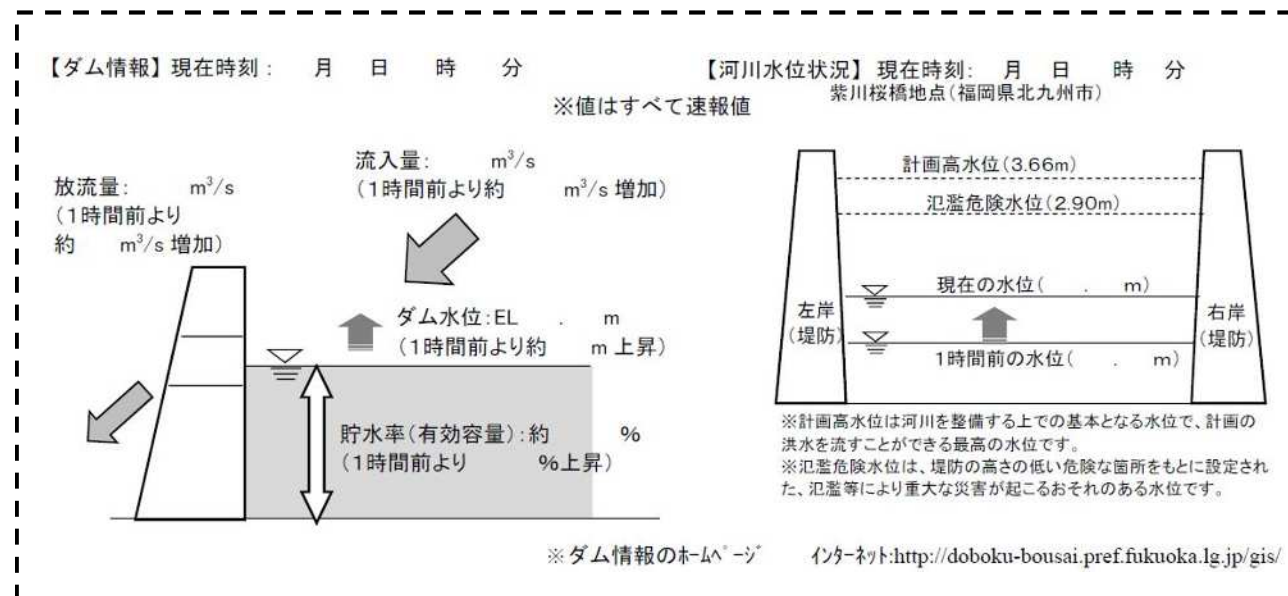
#### <ダム操作に関する通知>

紫川水系紫川ます渚ダム（福岡県北九州市）では、 月 日 時 分に洪水警戒体制に入りました。  
 今後、ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。流入量の増加が大きい場合は、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。このような放流を行う場合にはおおむね1時間前に事前通知します。

今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。

ダムからの通知はFAXにより行いますので、FAXを常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。

洪水警戒体制	大雨洪水注意報、大雨洪水警報	が発表された。発表時刻： 月 日 時 分
に入った理由	台風、低気圧、前線、融雪、その他	)
	により洪水が予想されるため。	



<受信確認> ます渚ダム管理出張所 TEL: 093-451-1130 FAX: 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

様式2-(1)

ダム連絡

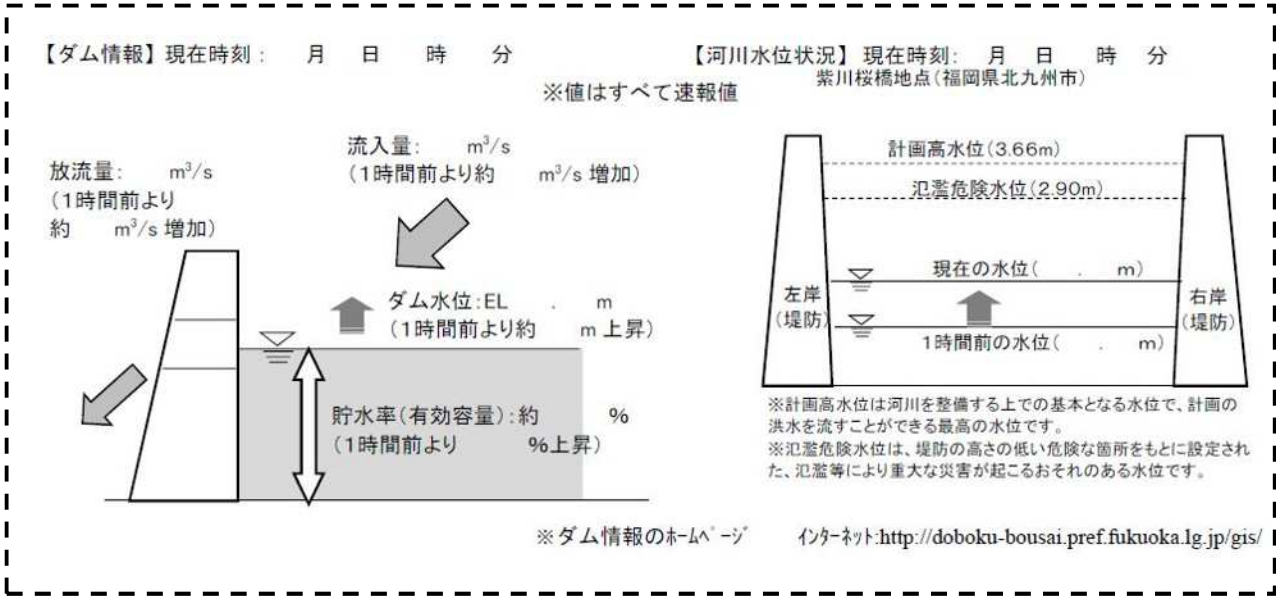
情報 (受信確認は行いません)

ます湊ダム洪水警戒体制解除の情報

令和 年 月 日 時 分
ます湊ダム管理出張所
発信者:

<ダム操作に関する連絡>

紫川水系紫川ます湊ダム(福岡県北九州市)では、月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。
ダムへの流入量は洪水量以下に減少しており、雨量及び下流河川水位の状況から今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。



様式2-(2)

情報 (受信確認は行いません)

ダム連絡

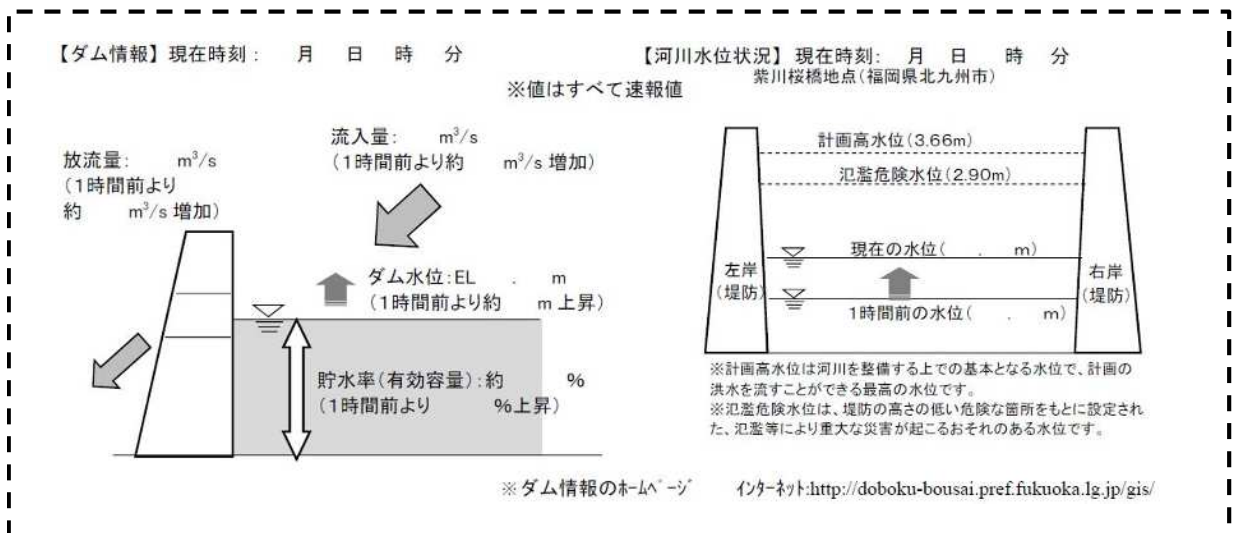
## ます湊ダム洪水警戒体制解除の情報

令和 年 月 日 時 分  
 ます湊ダム管理出張所  
 発信者：

### <ダム操作に関する連絡>

紫川水系紫川ます湊ダム (福岡県北九州市) では、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。

雨量及び下流河川水位の状況から、ダムからの情報提供は終了します。



様式3-(1)

通知(受信確認が必要)

ダム連絡

### ます湊ダム放流開始の通知

令和 年 月 日 時 分  
 ます湊ダム管理出張所  
 発信者:

#### <ダム操作に関する通知>

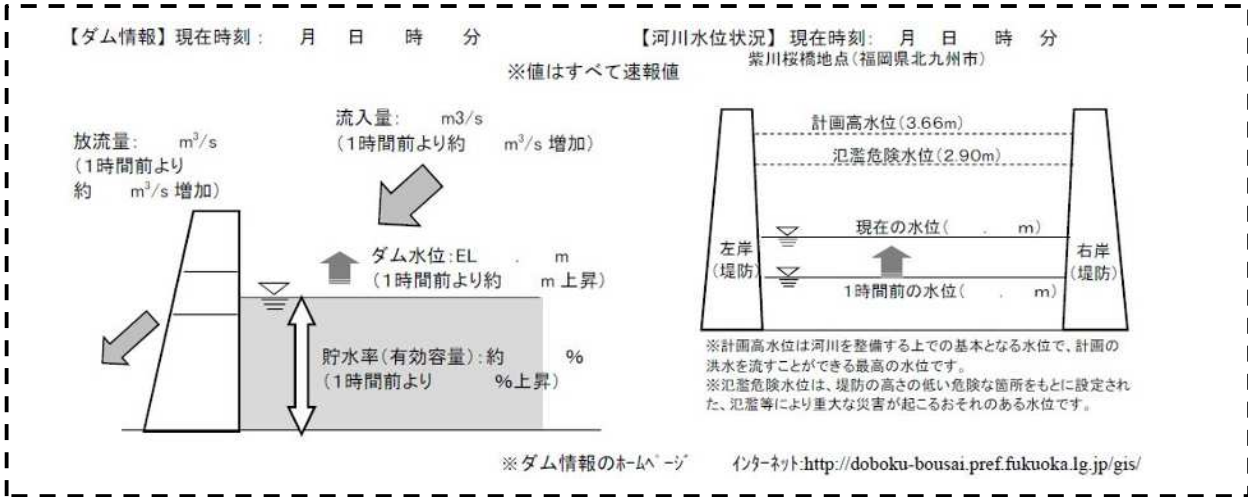
紫川水系紫川ます湊ダム(福岡県北九州市)では、月 日 時 分から m<sup>3</sup>/s の放流を開始します。

ダムは防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保するため、ダム流下量(放流量)を 月 日 時頃には m<sup>3</sup>/s まで増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

放流開始の目的	事前放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位をEL. . mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位をEL. . mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、制限水位(又は常時満水位)EL. . mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	その他	( )

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。



<受信確認> ます湊ダム管理出張所 TEL: 093-451-1130 FAX: 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

様式3-(2)

**ダム連絡**

**通知 (受信確認が必要)**

**ます湊ダム放流量増加の通知**

令和 年 月 日 時 分  
 ます湊ダム管理出張所  
 発信者：

**<ダム操作に関する通知>**

紫川水系紫川ます湊ダム（福岡県北九州市）では、月 日 時 分から防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）を最大  $m^3/s$  から最大  $m^3/s$  まで増加させる予定です。

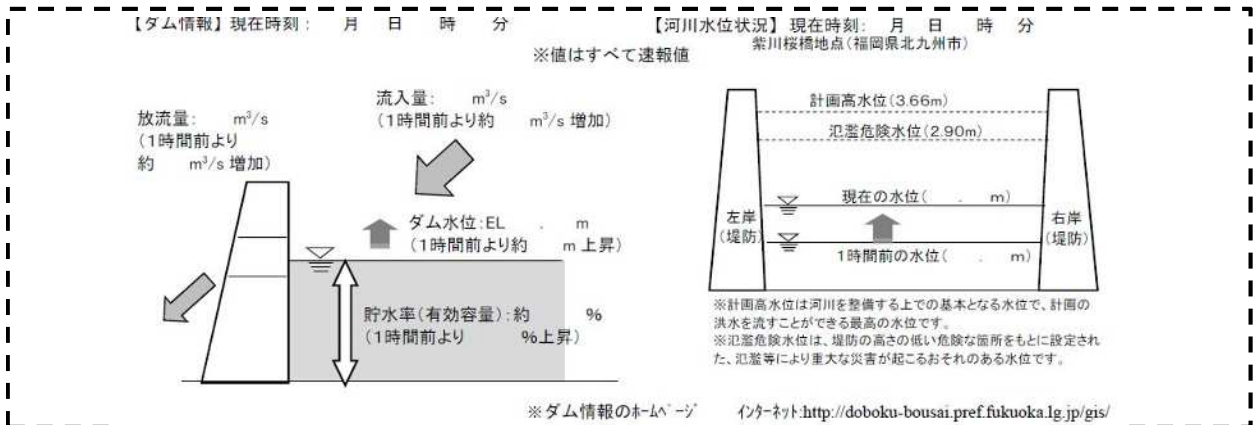
下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内へ立ち入らないように注意してください。

なお、放流量が洪水量（ $40m^3/s$ ）に達した場合、別途「ます湊ダム防災操作（洪水調節）開始の情報（様式5）」の提供を行います。

放 流 開 始 の 目 的	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、制限水位（又は常時満水位）EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	( )

**・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。**



**<受信確認>** ます湊ダム管理出張所 TEL : 093-451-1130 FAX : 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻



様式4

通知（受信確認が必要）

ダム連絡

## ます湫ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和 年 月 日 時 分  
 ます湫ダム管理出張所  
 発信者：

### <ダム操作に関する通知>

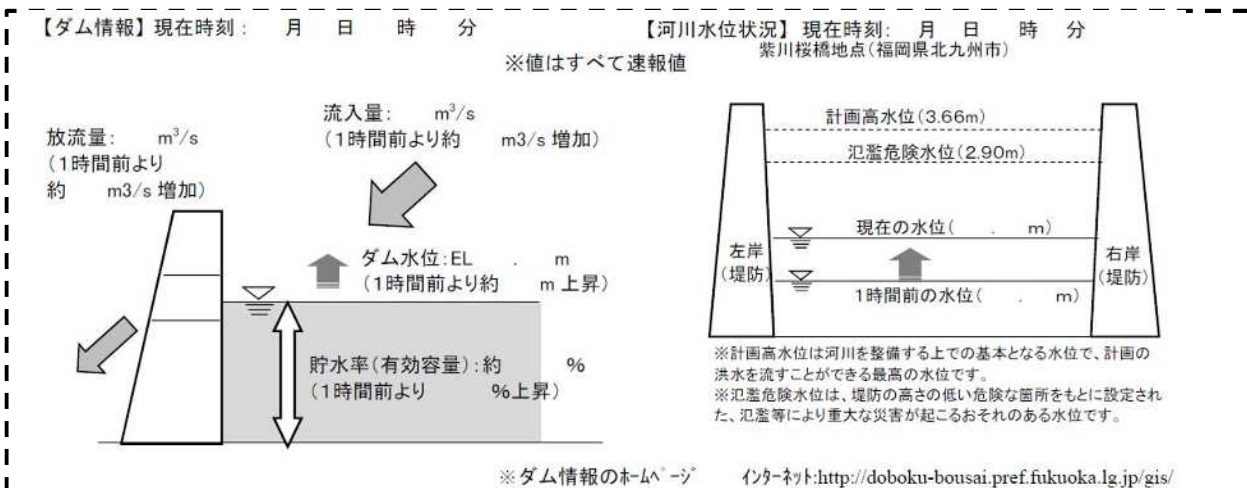
紫川水系紫川ます湫ダム（福岡県北九州市）では、ダム流下量（放流量）を  $m^3/s$  から  $m^3/s$  に増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内へ立ち入らないように注意してください。

放 流 量 増 加 の 目 的	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、制限水位（又は常時満水位）EL. m を維持し、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	( )

・ 下流河川の水位上昇に注意してください。河川内へ立ち入らないように注意してください。



<受信確認> ます湫ダム管理出張所 TEL : 093-451-1130 FAX : 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻



情報（受信確認は行いません）

様式5

ダム連絡

## まず渚ダム防災操作（洪水調節）開始の情報

令和 年 月 日 時 分  
 まず渚ダム管理出張所  
 発信者：

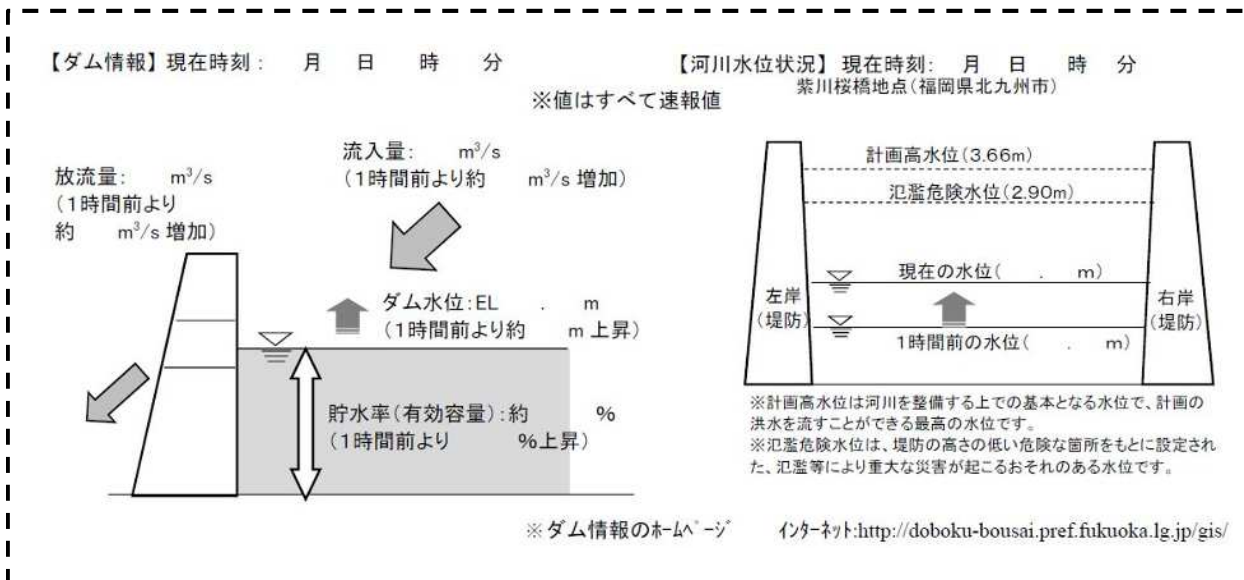
### <ダム操作に関する連絡>

紫川水系紫川まず渚ダム（福岡県北九州市）では、ダムへの流入量が洪水量（ $40\text{m}^3/\text{s}$ ）に達したため、  
 月 日 時 分に防災操作（洪水調節）を開始しました。

【定量放流の場合】：今後、防災操作（洪水調節）終了まで現在のダム流下量（放流量）を継続し、  
 ダム流下量（放流量）を上回る流入量はダムに貯留します。

【定率定量放流の場合】：今後、洪水規模にあわせて流入量の 割をダムに貯留します。その後、計画  
 最大のダム流下量（計画最大放流量）（  $\text{m}^3/\text{s}$ ）に達した場合、計画最大の  
 ダム流下量（計画最大放流量）を継続し、ダム流下量（放流量）を上回る流  
 入量はダムに貯留します。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。



様式6

ダム連絡

情報（受信確認は行いません）

## ます湊ダム防災操作（洪水調節）終了の情報

令和 年 月 日 時 分  
 ます湊ダム管理出張所  
 発信者：

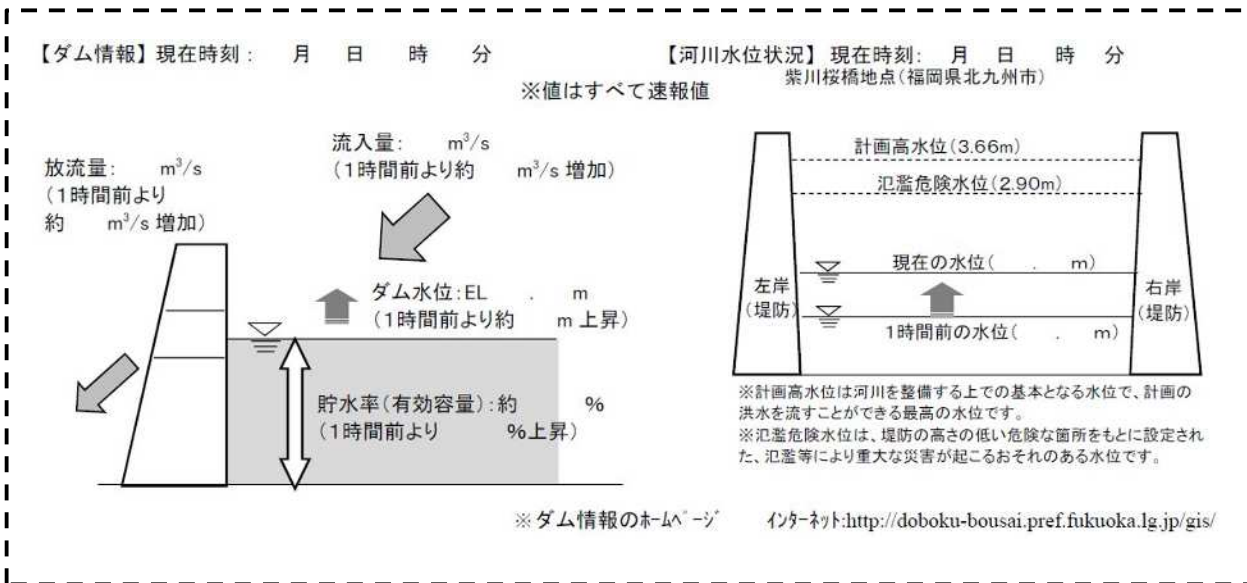
### ＜ダム操作に関する連絡＞

紫川水系紫川ます湊ダム（福岡県北九州市）では、ダムへの流入量がダム流下量（放流量）を下回ったため、月 日 時 分に防災操作（洪水調節）を終了しました。

今後、ダム水位を低下させるため、現在のダム流下量（放流量）を上限として放流を継続させます。河川水位は徐々に低下していきます。

防災操作（洪水調節）は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。

放流の 目的	防災操作（洪水調節）後の ダム水位の低下	今回の防災操作（洪水調節）で上昇したダム水位を EL. m に低下させ、次の防災操作（洪水調節）に備える。
-----------	-------------------------	---



様式7-(1)

ダム連絡



情報 (受信確認は行いません)

**【重要情報 緊急放流 3時間前】**

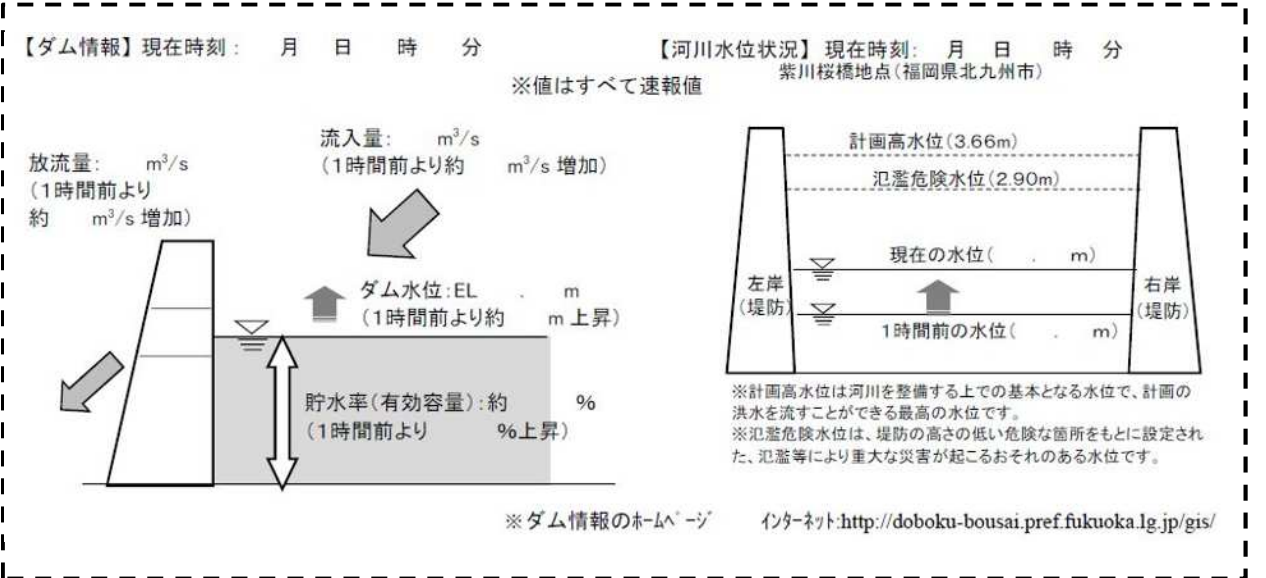
(異常洪水時防災操作)

令和 年 月 日 時 分  
 ます淵ダム管理出張所  
 発信者:

＜ダム操作に関する連絡＞

紫川水系紫川ます淵ダム（福岡県北九州市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。  
 予測では、今後、計画規模を超える洪水となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、  
 月 日 時頃から、下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する可能性  
 があります。  
 移行する場合は、おおむね1時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。  
 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

**警戒レベル4** ・ダムの下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。  
 ・避難指示等の措置が必要。



■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

様式7-(2)

情報 (受信確認は行いません)

ダム連絡

# 緊急 ます湊ダム

## 【重要情報 緊急放流 操作開始時間変更】

(異常洪水時防災操作)

令和 年 月 日 時 分  
 ます湊ダム管理出張所  
 発信者：

### <ダム操作に関する連絡>

月 日 時 分に、「緊急ます湊ダム 重要情報 緊急放流 3時間前 (様式7-(1))」にて、月 日 時頃から緊急放流 (異常洪水時防災操作) に移行する可能性があるとのファックスをお送りしました。

その後の降雨状況およびダムへの流入量の変化に伴い、現時点においては、緊急放流 (異常洪水時防災操作) に移行する予想時間は、月 日 時頃となっております。

移行する場合は、おおむね1時間前に事前通知「緊急ます湊ダム 重要情報 緊急放流 1時間前 (様式8-(1))」をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

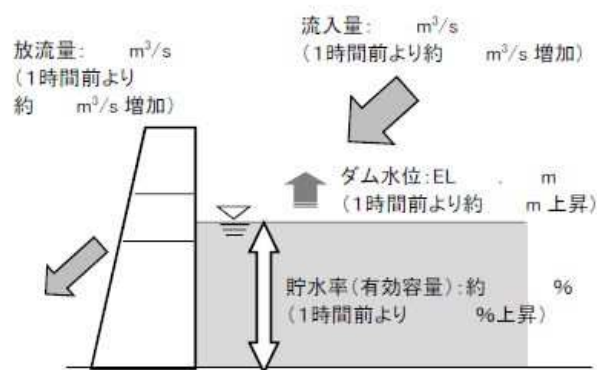
- 警戒レベル4**
- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
  - ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】 現在時刻： 月 日 時 分

【河川水位状況】 現在時刻： 月 日 時 分

紫川桜橋地点 (福岡県北九州市)

※値はすべて速報値



※計画高水位は河川を整備する上での基本となる水位で、計画の洪水を流すことができる最高の水位です。  
 ※氾濫危険水位は、堤防の高さの低い危険箇所をもとに設定された、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。

※ダム情報のホームページ

インターネット: <http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/>

### ■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作 (異常洪水時防災操作) を行うことです。

様式7-(3)

ダム連絡

情報 (受信確認は行いません)

# 緊急 ます湊ダム

## 【重要情報 緊急放流 操作延期】

(異常洪水時防災操作)

令和 年 月 日 時 分  
 ます湊ダム管理出張所  
 発信者:

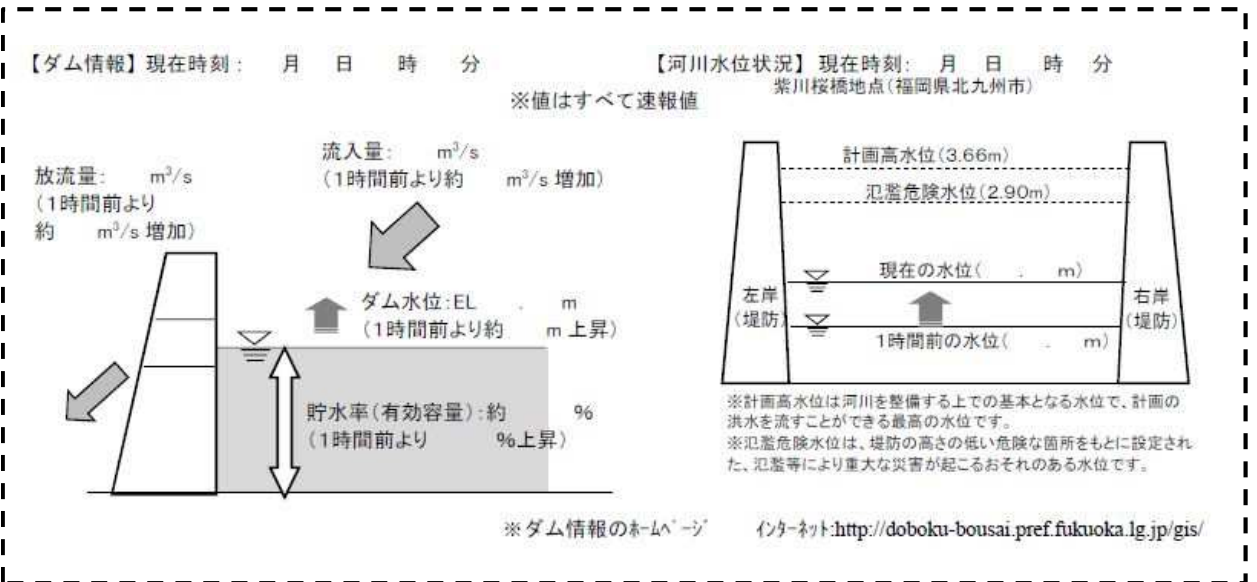
### <ダム操作に関する連絡>

月 日 時 分に、「緊急」ます湊ダム 重要情報 緊急放流 3時間前 (様式7-(1))」にて、月 日 時頃から緊急放流 (異常洪水時防災操作) に移行する可能性があるとのファックスをお送りしました。

その後の降雨状況およびダムへの流入量の変化に伴い、現時点においては、緊急放流 (異常洪水時防災操作) に移行する可能性は低くなっております。ただし、降雨の状況などにより可能性が高くなった場合は、再度、概ね3時間前に「緊急」ます湊ダム 重要情報 緊急放流 3時間前 (様式7-(1))」をお送りします。

引き続き、降雨状況や河川水位に注意して下さい。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。



#### ■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作 (異常洪水時防災操作) を行うことです。



通知（受信確認が必要）

様式8-(1)

ダム連絡

# 緊急 ます淵ダム

## 【重要通知 緊急放流 1時間前】

（異常洪水時防災操作）

令和 年 月 日 時 分  
 ます淵ダム管理出張所  
 発信者：

### ＜ダム操作に関する通知＞

紫川水系紫川ます淵ダム（福岡県北九州市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、月 日 時 分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

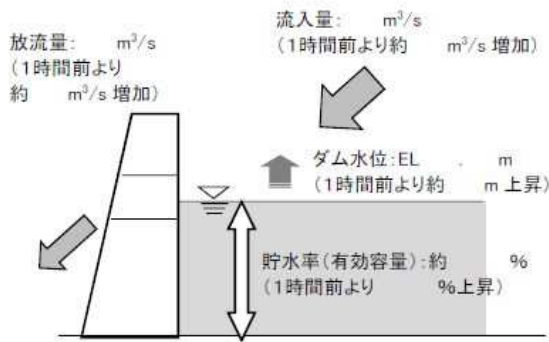
- 警戒レベル**
- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
  - ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】 現在時刻： 月 日 時 分

【河川水位状況】 現在時刻： 月 日 時 分

※値はすべて速報値

紫川桜橋地点(福岡県北九州市)



※計画高水位は河川を整備する上での基本となる水位で、計画の洪水を流すことができる最高の水位です。  
 ※氾濫危険水位は、堤防の高さの低い危険な箇所をもとに設定された、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。

※ダム情報のホームページ インターネット:<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/>

＜受信確認＞ ます淵ダム管理出張所 TEL : 093-451-1130 FAX : 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

#### ■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

様式8-(2)

ダム連絡

**緊急**

ます湊ダム

通知(受信確認が必要)

**【重要通知 緊急放流 操作開始時間変更】**

(異常洪水時防災操作)

令和 年 月 日 時 分  
 ます湊ダム管理出張所  
 発信者:

<ダム操作に関する通知>

月 日 時 分に、「緊急ます湊ダム 重要通知 緊急放流 1時間前(様式8-(1))」にて、  
 月 日 時 分頃から緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する可能性があるとのファック  
 スをお送りしました。

その後の降雨状況およびダムへの流入量の変化に伴い、現時点においては、緊急放流(異常洪水時防  
 災操作)に移行する予想時間は、月 日 時 分頃となっております。(再度、1時間前に

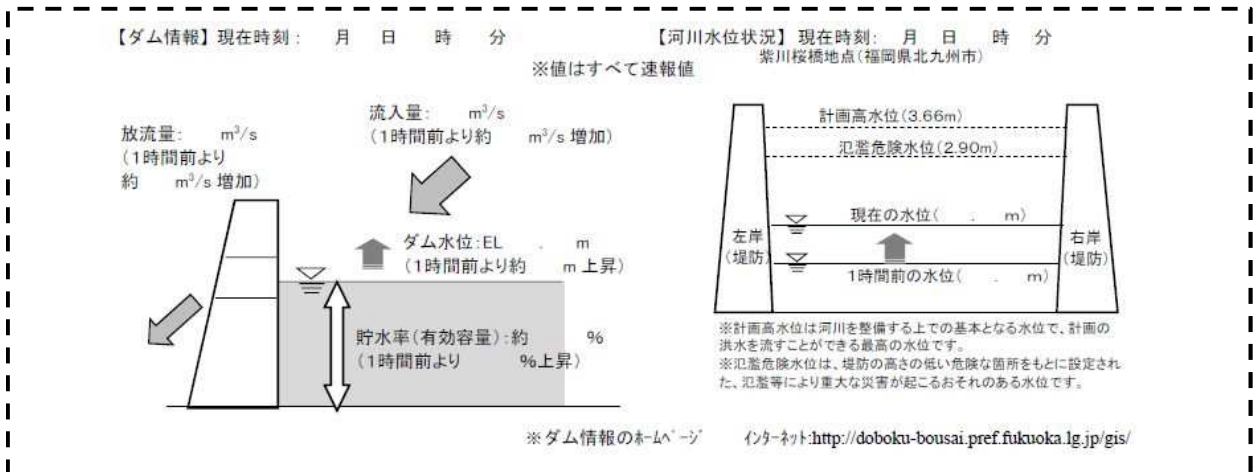
「緊急ます湊ダム 重要通知 緊急放流 1時間前(様式8-(1))」をお送りします。

引き続き、降雨状況や河川水位に注意して下さい。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。



<受信確認> ます湊ダム管理出張所 TEL: 093-451-1130 FAX: 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

通知（受信確認が必要）

様式8-(3)

ダム連絡

# 緊急 ます湊ダム

## 【重要通知 緊急放流 操作延期】

（異常洪水時防災操作）

令和 年 月 日 時 分  
 ます湊ダム管理出張所  
 発信者：

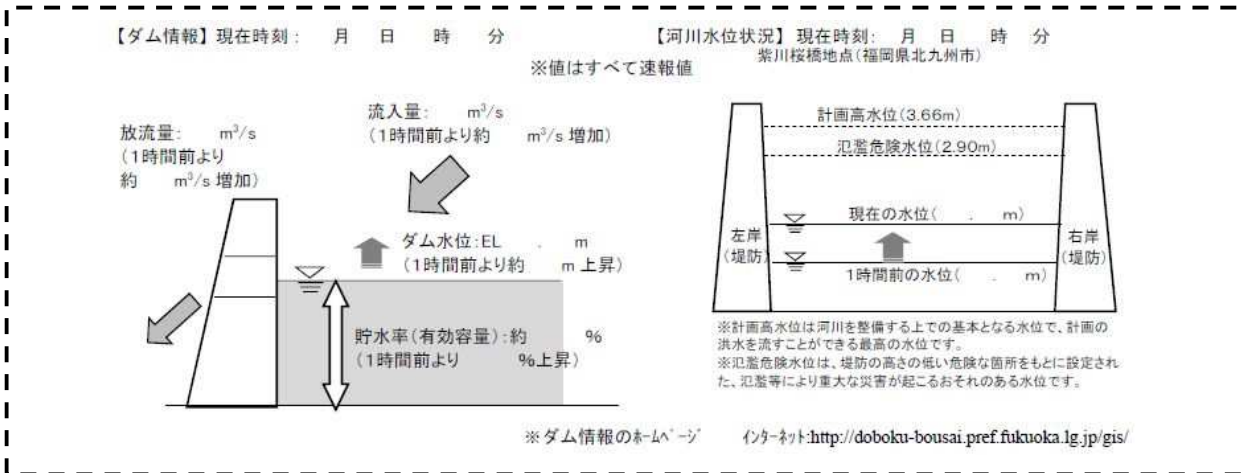
### <ダム操作に関する通知>

月 日 時 分に、「緊急」ます湊ダム 重要通知 緊急放流 1時間前（様式8-(1)）」にて、  
 月 日 時 分頃から緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する可能性があるとのファック  
 スをお送りしました。

その後の降雨状況およびダムへの流入量の変化に伴い、現時点においては、緊急放流（異常洪水時防  
 災操作）に移行する可能性は低くなっております。ただし、降雨の状況などにより可能性が高くなった  
 場合は、再度、おおむね3時間前に「緊急」ます湊ダム 重要通知 緊急放流 3時間前（様式7-(1)）」  
 をお送りします。

引き続き、降雨状況や河川水位に注意して下さい。引き続き、降雨状況や河川水位に注意して下さい。  
 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。



<受信確認> ます湊ダム管理出張所 TEL: 093-451-1130 FAX: 093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

#### ■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。



様式9

ダム連絡

**緊急**

ます湫ダム

通知（受信確認が必要）

**【重要通知 緊急放流 開始】**

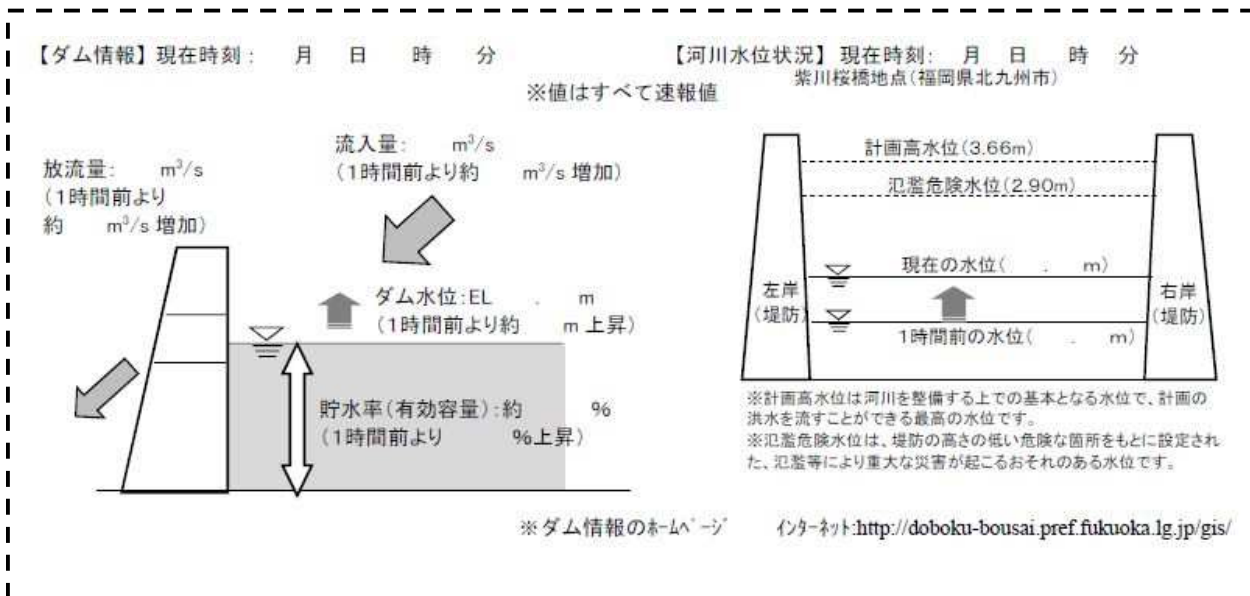
（異常洪水時防災操作）

令和 年 月 日 時 分  
 ます湫ダム管理出張所  
 発信者：

＜ダム操作に関する通知＞

紫川水系紫川ます湫ダム（福岡県北九州市）では、計画規模を超える洪水のため、 月 日 時 分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。

- 警戒レベル4
- ・ダム下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
  - ・避難指示等の措置が必要。



＜受信確認＞ ます湫ダム管理出張所 TEL：093-451-1130 FAX：093-451-1131

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

様式10

ダム連絡

情報（受信確認は行いません）

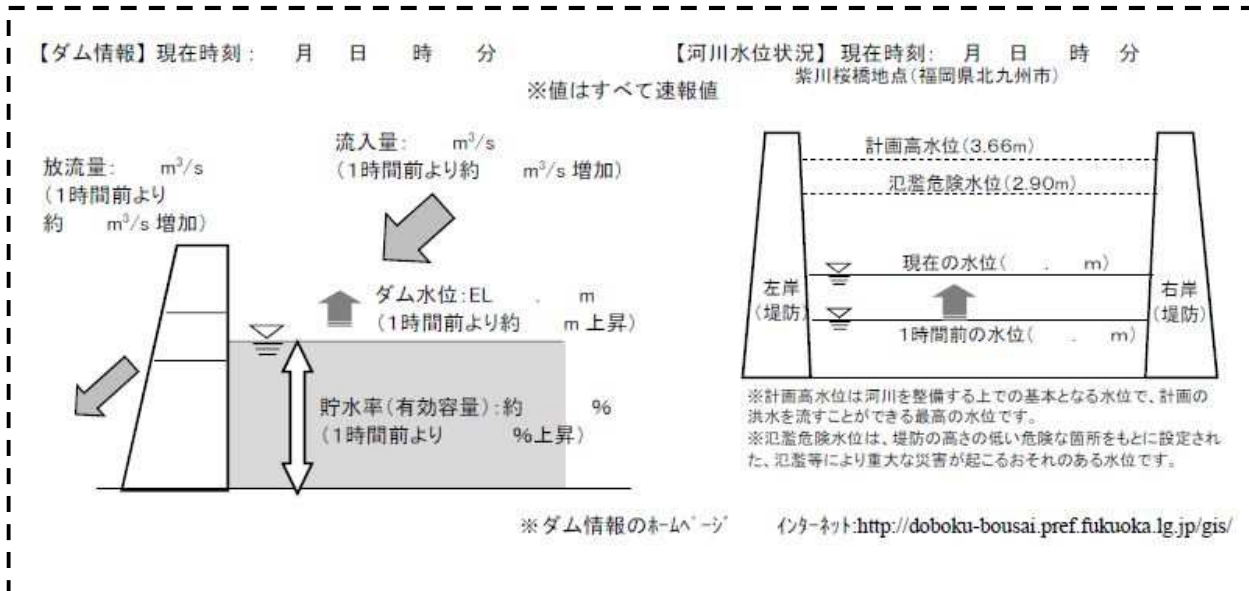
## ます湊ダム緊急放流 終了の情報

（異常洪水時防災操作）

令和 年 月 日 時 分  
 ます湊ダム管理出張所  
 発信者：

### <ダム操作に関する連絡>

紫川水系紫川ます湊ダム（福岡県北九州市）では、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量）を下回ったため、月 日 時 分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。  
 今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。



#### ■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

年 月 日 時 分  
日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区  
エネルギー部エネルギー工場水道課

発信者 \_\_\_\_\_

## 河内貯水池越流開始予想の通知

河内貯水池では、降雨による流入量の増加により \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃  
から越流が予想されます。

下流河川(板櫃川)水位の上昇に警戒をお願いします。

建設局河川部河川整備課  
防災係 ; \_\_\_\_\_

TEL 582-2281

FAX 561-5758

問い合わせ先  
日本製鉄(株) 九州製鉄所 八幡地区  
総務部 人事総務室  
電話番号 093-872-6073

年 月 日 時 分  
日本製鉄㈱九州製鉄所八幡地区  
エネルギー部エネルギー工場水道課

発信者 \_\_\_\_\_

## 河内貯水池越流開始の通知

河内貯水池では、流入量の増加により \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分から越流が始まりました。

\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分の推定越流量は \_\_\_\_\_  $\text{m}^3/\text{s}$  です。

下流河川(板櫃川)水位の上昇に警戒をお願いします。

建設局河川部河川整備課  
防災係 : \_\_\_\_\_  
TEL 582-2281  
FAX 561-5758

問い合わせ先  
日本製鉄㈱ 九州製鉄所 八幡地区  
総務部 人事総務室  
電話番号 093-872-6073

年 月 日 時 分

上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場  
【発信者】 \_\_\_\_\_

## 畑ダム放流開始の通知

遠賀川水系 黒川の畑ダムでは、\_\_\_\_日 \_\_\_\_時 \_\_\_\_分から放流を開始します。  
放流量は当初、2.0m<sup>3</sup>/秒から、

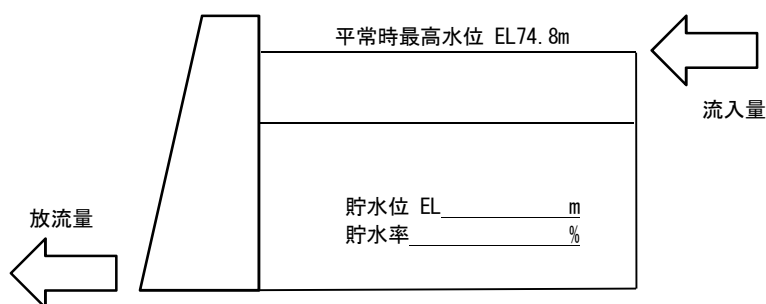
- 現在の流入量である\_\_\_\_\_m<sup>3</sup>/秒を目標として徐々に増加させます。  
流入量が増減した場合は、放流量も合わせて増減します。
- \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>/秒を目標として徐々に増加させます。(事前放流)

下流河川（黒川）の水位が当初50cm程度上昇しますので注意して下さい。

### 【放流開始の目的】

<input type="checkbox"/> 貯水位維持	今後の洪水調整に備えて、平常時最高水位 EL74.80m を維持し、洪水調節に活用する空容量を確保する。
<input type="checkbox"/> 事前放流	今後の洪水調整に備えて、貯水位をEL_____m に低下させ、洪水調節に活用する空容量を拡大する。
<input type="checkbox"/> その他	

### 【ダム状況】 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_時 \_\_\_\_分の状況



### 【参考】

・異常洪水時防災操作を「緊急放流」、「ただし書き操作」と呼ぶ場合があります。

「治水ダム」において、洪水時最高水位を超えると予想される場合に、流れ込んでくる水を通過させる操作です。畑ダムは「利水ダム」ですので、この名称の操作はありません。

建設局河川部河川整備課  
防災係：\_\_\_\_\_様  
TEL 582-2281  
FAX 561-5758

### 【問い合わせ先】

上下水道局水道部 浄水課 電話582-3155 FAX583-3521  
上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場 電話617-4813 FAX617-4807

年 月 日 時 分

上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場  
【発信者】 \_\_\_\_\_

## 畑ダム放流状況の通知

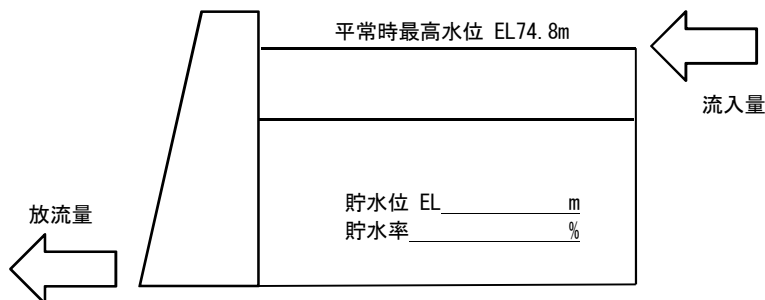
遠賀川水系 黒川の畑ダムにおける、  
\_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分現在の放流量は \_\_\_\_\_  $m^3$ /秒です。

今後の放流量は、

- 増加する見込みです。
- 維持する見込みです。

下流河川（黒川）の水位上昇には注意して下さい。

【ダム状況】 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分の状況



【参考】

・異常洪水時防災操作を「緊急放流」、「ただし書き操作」と呼ぶ場合があります。  
「治水ダム」において、洪水時最高水位を超えると予想される場合に、流れ込んでくる水を通過させる操作です。畑ダムは「利水ダム」ですので、この名称の操作はありません。

建設局河川部河川整備課  
防災係： \_\_\_\_\_ 様  
TEL 582-2281  
FAX 561-5758

【問い合わせ先】

上下水道局水道部 浄水課 電話582-3155 FAX583-3521  
上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場 電話617-4813 FAX617-4807

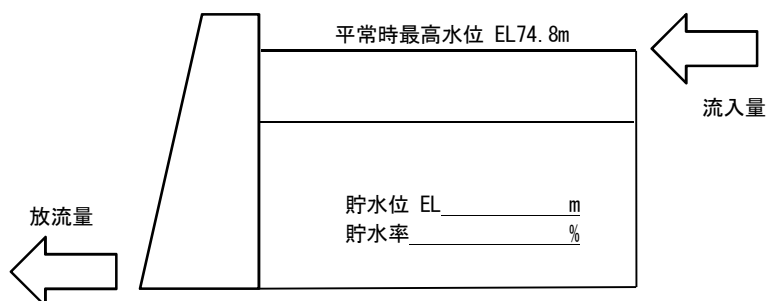
年 月 日 時 分

上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場  
 【発信者】 \_\_\_\_\_

## 畑ダム放流停止の通知

遠賀川水系 黒川の畑ダムでは、 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分に放流を停止しました。

【ダム状況】 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分の状況



建設局河川部河川整備課  
 防災係: \_\_\_\_\_ 様  
 TEL 582-2281  
 FAX 561-5758

【問い合わせ先】

上下水道局水道部 浄水課 電話582-3155 FAX583-3521  
 上下水道局水道部 穴生浄水所 畑浄水場 電話617-4813 FAX617-4807

公用負担命令票

第	号	<b>公用負担命令票発行控</b>		
年	月	日	(事務取扱者; )	
物品名 規格 数量	物件の所有者管理者または これに準ずべき者の住所氏名	使用収用処分の 目的及び箇所	担当者の氏名	摘 要

---

第	号	<b>公用負担命令票</b>		
年	月	日	様	
水防管理者 北九州市長 <span style="float: right;">印</span> (事務取扱者; <span style="float: right;">印 )</span>				
物件名	規 格	数 量	負担内容	



公用負担命令権限証

第 号

公用負担命令権限証

職 名

氏 名

上記のものに、水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者 北九州市長

印

水防活動実施報告書

自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

( 北九州市 )

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延 人員	主要資材 円	その他資材 円	計 円	使用資材費		計	
						主要資材	その他資材		
水防管理団体分 前回迄		人							
月分 ( )									
月分 ( )									
月分 ( )									
月分 ( )									
月分 ( )									
月分 ( )									
月分 ( )									
小計									
累計									

# 水 防 法



## 水防法

(昭和二十四年六月四日法律第九十三号)

最終改正：令和三年法律第三十一号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 水防組織（第三条―第八条）

第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）

第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）

第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）

第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）

第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）

第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百

五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### 第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市

町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺

## 水 防 法

---

族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる



箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受け取った通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知

するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令

で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条

第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  - 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
    - 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
    - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
    - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
  - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の

十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあ

るのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、



当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合

において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

## 水 防 法

---

第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

### (公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

### (立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

### (知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

### (重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

### (特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第

二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

#### 第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

## 第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことがで

きる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百一十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者



三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年七月一日法律第六一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年六月一日法律第一四一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三十二年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三十三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和四七年六月二三日法律第九四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行(附則第一条第一号の規定による施行をいう。)前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

---

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当

## 水 防 法

---

該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第

十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年一月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一月一四日法律第一二四号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二一第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一一月一九日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域(以下この条において単に「浸水想定区域」という。)」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、

第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。)及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)



第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

---

# 令和5年度北九州市水防計画

令和5年3月 北九州市防災会議 修正

発行 北九州市  
建設局河川部河川整備課  
〒803-8501  
福岡県北九州市小倉北区城内1-1  
TEL 093-582-2281  
FAX 093-561-5758

北九州市印刷物登録番号 第2315005A号

---